

# 江戸遺跡研究会会報

No. 128

江戸遺跡研究会

<http://www.ao.jpn.org/edo/>

下記の通り、会場が専修大学神田校舎になっています。お間違えの無いようお願いします。

江戸遺跡研究会 第131回例会のご案内

日 時：2011年9月14日（水）19:00～

内 容：鳥越 多工磨 氏（早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員）  
「江戸を維持した土木技術」としての造船技術

会場：専修大学 神田校舎 7号館3階 731教室

交 通：水道橋駅（JR）西口より徒歩7分

九段下駅（地下鉄／東西線、都営新宿線、半蔵門線）出口5より徒歩3分

神保町駅（地下鉄／都営三田線、都営新宿線、半蔵門線）出口A2より徒歩3分

問合せ：東京大学埋蔵文化財調査室（堀内・成瀬） 03-5452-5103

江戸遺跡研究会公式サイト <http://www.ao.jpn.org/edo/>



◇江戸遺跡研究会第130回特別例会は、2011年7月23日（土）午後1時より専修大学神田校舎にて◇  
◇行われ、境 雅仁氏、鈴木裕子氏、斎藤悦正氏の3氏より以下の内容が報告されました。 ◇

## 四番町遺跡（第2次調査）

境 雅仁二  
(株)四門

### 1.はじめに

四番町遺跡は、千代田区四番町6に所在する。2回にわたる調査（A・Bの2区）において、近世の旗本屋敷に関わる遺構及び明治中期の大型の礎石建物が発見された。

この度の調査は、東京急行電鉄株式会社による「千代田区四番町計画」に伴う事前調査である。事前の試掘調査は千代田区教育委員会が行い、本格調査はA区を千代田区教育委員会、B区を株式会社四門が行った。

A区の調査は、平成21年4月2日から同年4月21日まで実施した。B区の調査は平成22年2月15日から同年4月17日まで実施した。A区の調査面積は103.5m<sup>2</sup>、B区の調査面積は563.0m<sup>2</sup>、全体では666.5m<sup>2</sup>である。

A区の遺構は、既存建物や解体作業において大半の遺構が削平・搅乱を受けた状態で検出された。出土遺物は、中型のコンテナ29箱を数え、その3/4を瓦が占めている。

B区の発掘調査は、1面（近代上面）、2面（近代下面）と3面（近世）の調査を順次行った。B区からは43基の遺構が検出され、コンテナ90箱の遺物が出土した。総出土量の3/4を瓦が占めている。

### 2.遺跡の沿革

本遺跡のある四番町界隈は、西方から東方に向かって切り込んだ細い谷が刻まれ、起伏にとんだ地形が形成されている。江戸時代の町割は、これらの地形の尾根と谷に沿って東西方向に細長い街区を形成していた。番町地域は、この街区に旗本屋敷が集中していたことに特色がある。

本遺跡は、江戸時代に「表六番町」と冠された旗本屋敷地に該当する。当該地の押領家は、寛永18年（1642）から永井氏（300俵）、その後享保17年（1732）までは三宅氏（1000石）、享保17年（1732）～幕末までを伊勢氏（1200石）であった。

### 3.近世の遺構

近世の遺構は、A区においてはピット10基が検出された。A区の遺構検出面は上部が削平され、標高29.20m前後を測る。

B区においては地下室3基・池址+掘立柱建物址を含む庭園施設1基・埋甕1基・ゴミ穴1基・植栽痕5基・土坑32基の計43基を検出した。B区の遺構検出面は、2面の検出面において近代の遺構と共に近世の遺構も検出されていた。3面はソフトローム層上面の標高29.70m前後で検出され、近代遺構によって大きく削平されていた。

#### 4. 近世の遺物

B区の43基の遺構から総計16,850点(約1,590kg)の遺物が出土した。遺構外の出土遺物と合わせると23,673点(約1,832kg)である。

遺物の種類は磁器・陶器・土器・土製品・瓦・ガラス製品・金属製品・錢貨・石製品・自然遺物があり、瓦の出土割合は点数で全体の23%、重量では76%を占めている。出土遺物の年代は、17世紀前半の江戸時代初期から19世紀中葉まで認められる。

#### 5. B49号遺構（池址）・B51号遺構（掘立柱建物址）について

ここでは、本遺跡で最も特色のある遺構であったB49号遺構・B51号遺構について、位置・形態・規模・付帯施設について概要を報告する。

本址は地山を大きく擂鉢状に掘り窪めた底に池が構築され、池の縁から北側の地表に続く階段址と東に延びる張り出し部の中央に位置する掘立柱建物址とで庭園空間を構成する複合的な遺構である。

調査区南西角の屋敷地裏手の標高30m付近で検出された。重複する近世遺構が存在するが、時期を異にし、同時期の伊勢家拝領期に相当する遺構で最も近接するB43号遺構（地下室）でも北西約10mに位置する。西方は調査区境に接し、南北方向とも5m程の空白域が続いている。

庭園施設の平面形は柄鏡形を呈し、東西11m以上・南北9mの規模を持つ。間口9m弱、深さ3mの擂鉢状の底面に、楕円形の池が存在する。池は新旧2時期にわかれ、新段階（遺構廃棄時）の池の規模は長軸3.57m×短軸2.59m、水深20cm前後を測る（調査時）。中央には木桶を逆位に3基つなぎ合わせた井戸枠が据え置かれている。井戸枠は粘土で固定され、池底面より5cm程突き出た位置で検出された。

池周縁には、土留め用の木杭と篠竹で柵しがらみが設置され、池の北東側には三日月形を呈した人工の砂州が形成されている。砂州の規模は1.5m<sup>2</sup>強の広さを持つ。

池内の粘土を取り除くと、旧池址の掘り方が検出された。平面形は空豆状を呈し、長軸3.21×2.04mを測る。底面は段差を有し、北西側の深さは0.50mを測る。南東側はさらに深く1.40m以上を測り、地表面下4mにも達し危険を伴うため未調査である。

旧段階の池址は素掘りのままで、ハードロームの壁面は丁寧な面取り仕上げが施されている。壁面の崩落は全くなく、南東壁下に椀を伏せたドーム状の奥室が存在する。この奥室の規模は間口1.40m、奥行き0.45mまで確認した。

階段址は、池の北縁に接続し、地山のハードロームを素掘りして不規則な幅と奥行きで北北西方向に蛇行して立ち上がる。階段平場の奥壁沿いには、木杭の痕跡が両脇に残り、土留めの支えと想定される。最下段には安山岩製の切り石（36cm×36cm×20cm）が据えられ、池の水面に接している。

掘立柱建物址は、池の東側に隣接し、柄鏡状の張り出し部の付け根の傾斜地上に位置する。4基の主柱穴と4基の付随柱穴及び短軸方向中央の延長線上に位置する小穴2基で構成されている。平面規模は長軸方向で柱穴間の距離は長軸1.86～2.00m、短軸0.86～0.94mを測り、おおよそ1間×半間の長方形を呈している。長軸方向は、張り出し部に直行し、池に対して正面にあたる。四本柱建物址と池の中央を結ぶ直線の延長線上には富士山を臨むことができる位置にある（第2図参照）。

各柱穴の規模は表1の通りで、4基の主柱穴の底面の標高値は28.24～28.26mの範囲に収まる。また、P2は底面に直径24cmの円形の浅い柱痕の凹みが確認され、主柱は断面口が円形の柱が用いられ

たと考えられる。P1・P2・P3共に、底面が奥寄りに位置する。P1は内斜した角度に掘り込まれ、底面も内側に5°の傾斜角を有している。

P5は、70°の傾斜角を持ち、P3・P4の柱穴を結ぶ線とP5の角度の延長線上は標高29.20m付近で交わる。やや内側に傾斜した主柱、建物を支える控え柱などの結果から、転び柱様式の高床式建物（あずま屋）であると想定できる。新池の水面と高床（推定）の比高差は2.20mと推測できる。

## 6. 池址（B49号遺構）の水源について

四番町市域は台地上に位置し、上水の配管がなく河川からの引き込みも不可能な地域にあたる。本遺跡の調査の過程で以下のようなハードローム層第II黒色帯からの地下水のしみ出る状況が確認されている。池址に隣接するB43号遺構（地下室）においても、壁面からしみ出る地下水によって常に濡れた状態が確認されている。また池址でも、階段最下段の切り石上面付近、標高27.40mのローム土壁面に滯水の痕跡である赤錆帶が水平方向に全周している。

新段階の池堆積土を除去作業中においても、第II黒色帯下層中より音を立ててしみ出る地下水の存在が目視された。池の水位は午前中に汲み上げても翌日には同じレベルまで溜まる状況である（写真8参照）。池の水源は、雨水に頼ることなくローム土層中の比較的浅い層位（第II黒色帯）に溜まる地下水の存在を理解した上で庭園設計が行われたものと推測される。

本遺跡と同じ淀橋台地上に位置し、標高30m付近の比較的浅い地層にとどまる地下水の存在が確認できる資料を取り上げてみる。以下の類似例は、ハードローム層中（第II黒色帯下限前後）に地下水が溜まって白濁した壁面や赤錆化した壁面の様子が報告される遺跡から、地下水の高さを図化したものである（第5・6図参照）

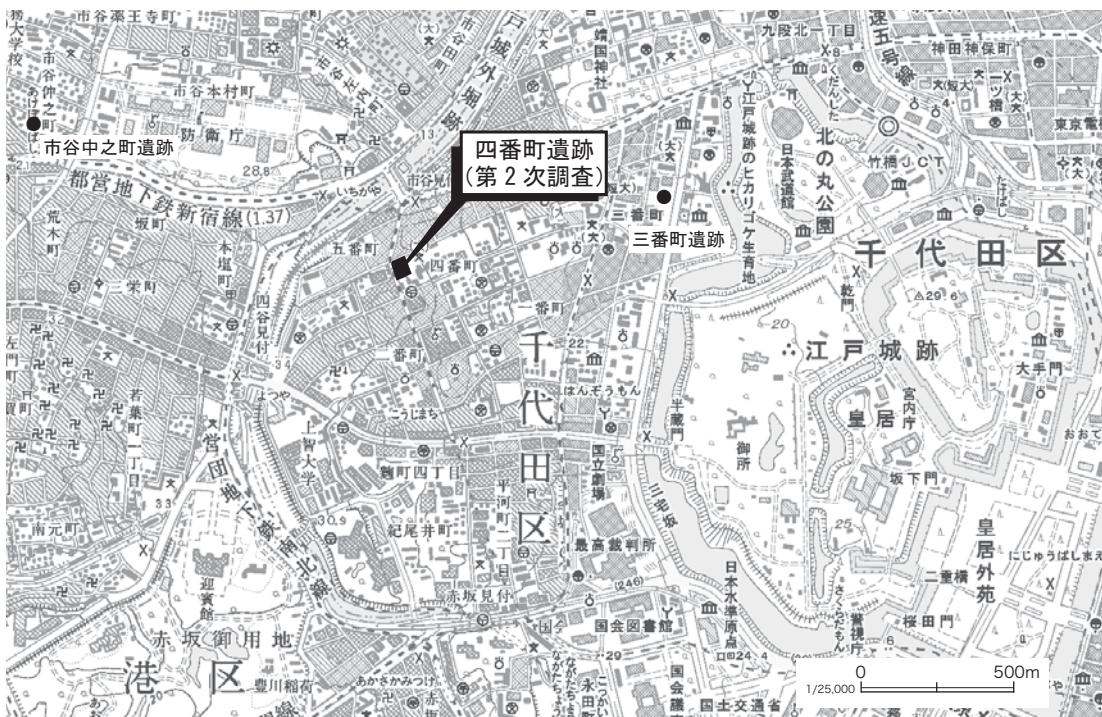
- ・千代田区三番町遺跡 8号遺構（地下室）、197号遺構（井戸）、146号遺構（井戸）
- ・千代田区四番町遺跡 063号遺構（地下室）、206号遺構（地下室）
- ・新宿区市谷仲之町遺跡 082号遺構（地下室）

この他にも本遺跡から6.8km南西に離れた目黒区東光寺裏山遺跡 T3号遺構（井戸）・E3号遺構（井戸）、8.0km南西に離れた世田谷区騎兵山遺跡 KT10においても第II黒色帯中の地下水を水源とする井戸が報告されている。このことから淀橋台では、高台にも係わらず比較的浅い層位中に地下水を含む範囲が、かなり広い地域で認められたことがわかる。

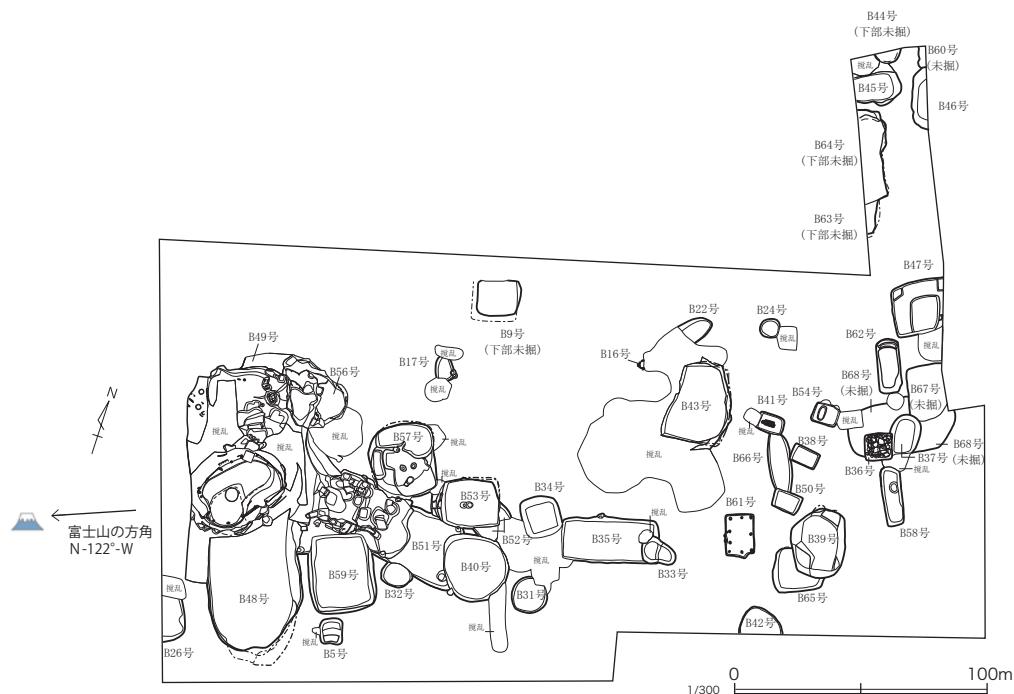
## 7. おわりに

四番町遺跡IIの発掘調査においては、旗本屋敷裏手の空間に庭園が築かれ、上水道の配管もなく河川からの引き込みができない高台にあっても浅い地下水層からの湧き水を水源とした庭園遺構が良好な状態で発見された意義は大きい。今後千代田区を初め、江戸遺跡において類似する遺構が検出される可能性があり、また高台に位置し、ローム層第II黒色帯を掘り抜いた地下室における浸水する地下水の状況も視野に入れて調査に臨むことが遺構の性格の本質に近づくものと思われる。

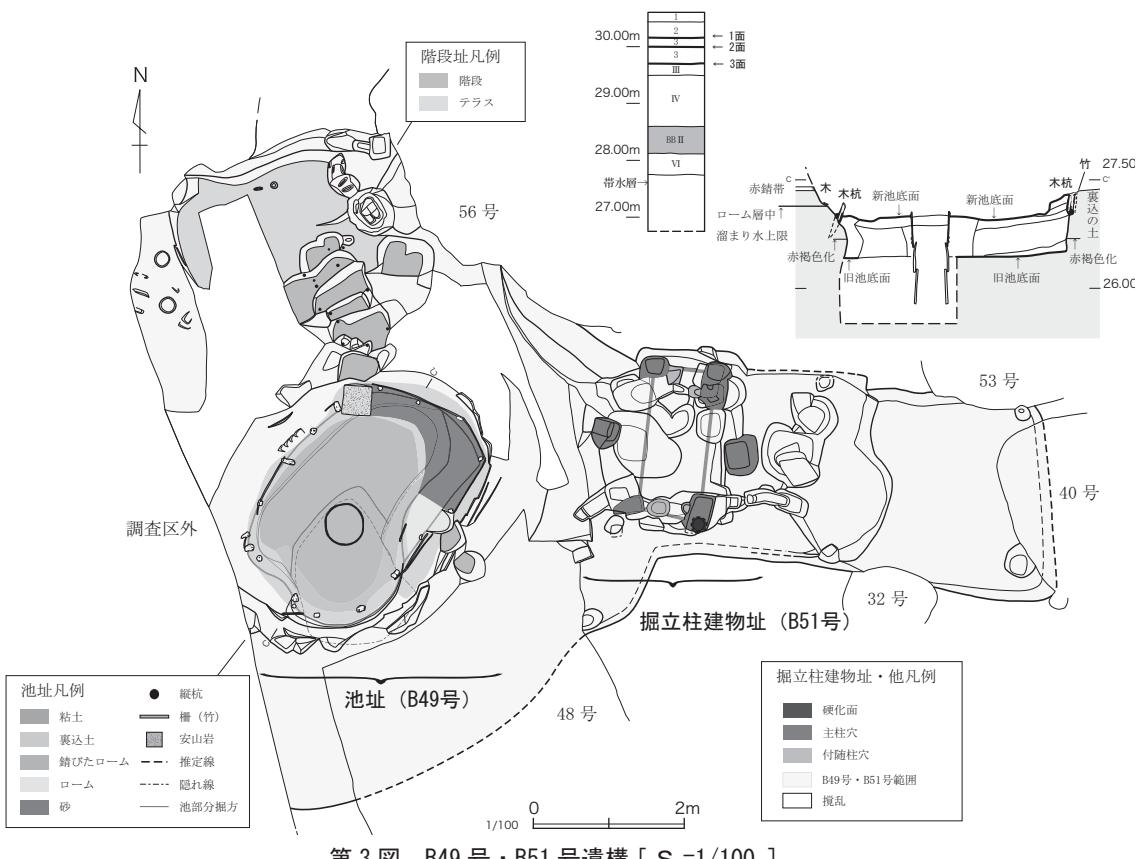
なお、本稿で作図した第5・6図の地下水の資料は千代田区教育委員会、加藤建設株式会社調査担当者の現場での詳細状況の観察が詳しく報告されていたことによるものである。



第1図 千代田区内の遺跡位置図 [ S =1/25,000 ]



第2図 B区近世遺構全体図 [ S =1/300 ]



第3図 B49号・B51号遺構 [ S = 1/100 ]

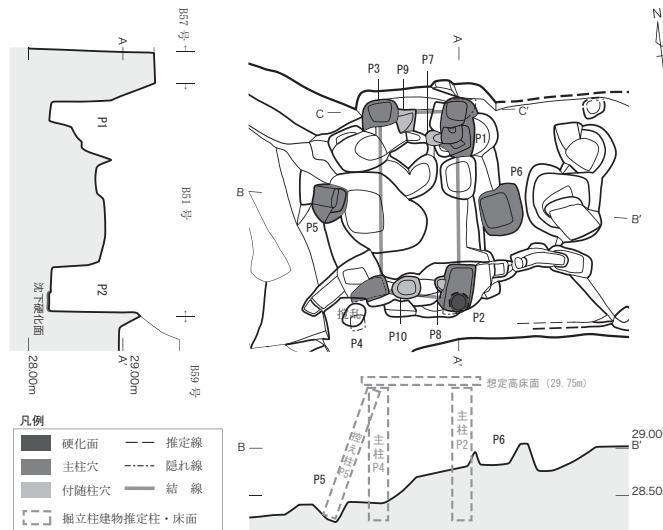
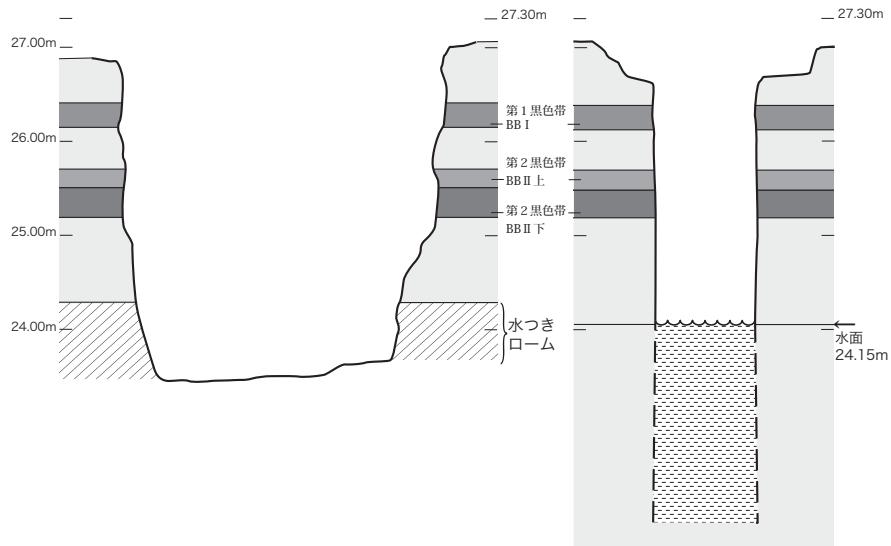


表1 B51号遺構  
ピット底面標高一覧表

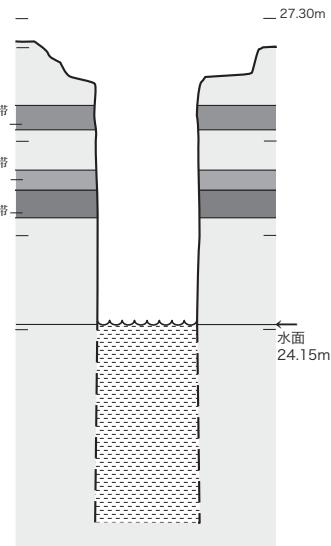
No.	底面標高 (m)	No.	底面標高 (m)
P1	28.25	P6	28.83
P2	28.24	P7	28.61
P3	28.26	P8	28.38
P4	28.24	P9	28.56
P5	28.23	P10	28.46

第4図 B51号遺構平面図・断面図 [ S = 1/80 ]

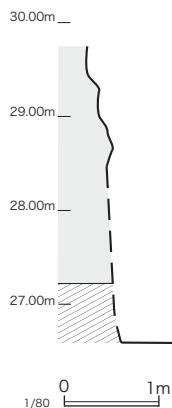
(例1) 三番町遺跡 197号遺構（井戸）



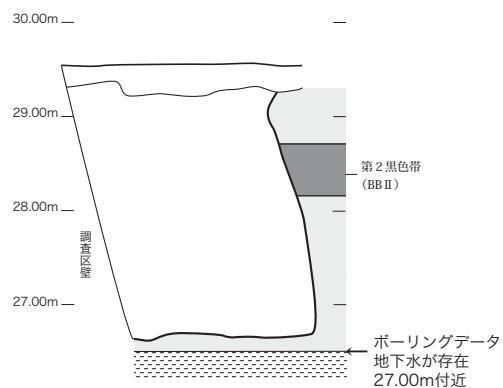
(例2) 三番町遺跡 146号遺構（井戸）



(例3) 三番町遺跡 8号遺構（地下室）

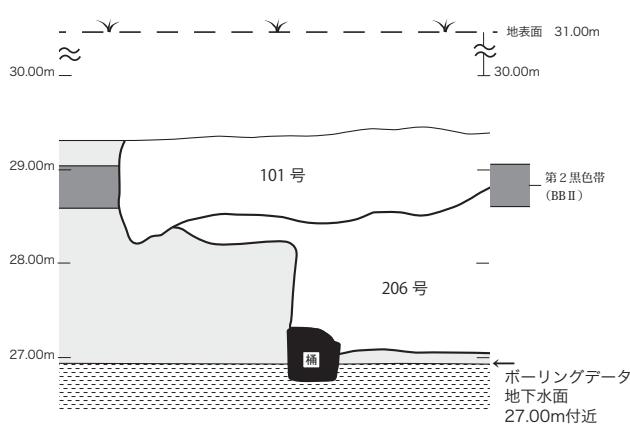


(例4) 四番町遺跡 I 063号遺構（地下室）



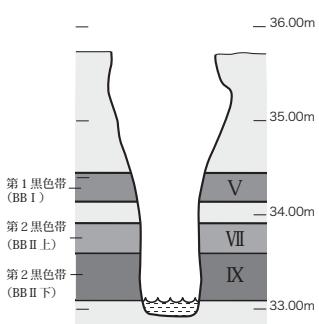
第5図 武藏野台地淀橋台における地下水（位） 1 [ S =1/80 ]

(例5) 四番町遺跡 I 206号遺構 (地下室)

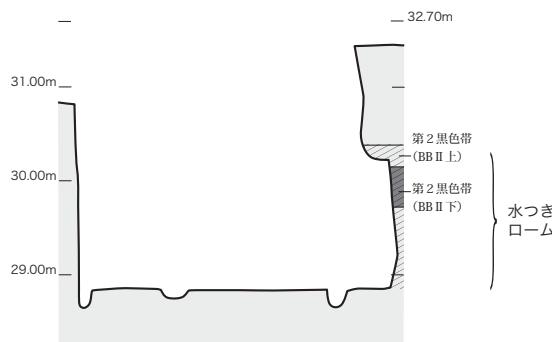


(例8) 東光寺裏山遺跡

T3号遺構 (井戸)

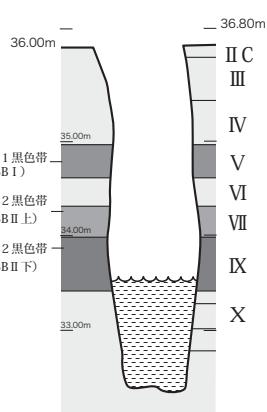


(例6) 市谷仲之町遺跡 第082号遺構 (地下室)

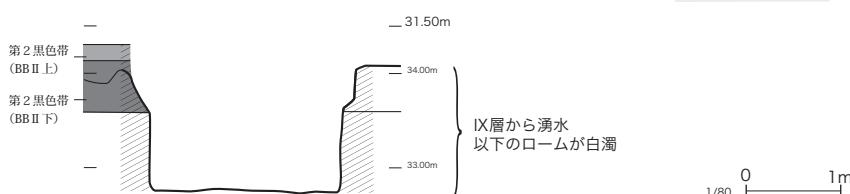


(例9) 東光寺裏山遺跡

E3号遺構 (井戸)



(例7) 騎兵山遺跡 KT10



## 参考文献

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (例1~3) 『千代田区 三番町遺跡』  | 2008 加藤建設株式会社     |
| (例4・5) 『千代田区 四番町遺跡』  | 1999 千代田区四番町遺跡調査会 |
| (例6) 『新宿区 市谷仲之町遺跡VI』 | 2005 加藤建設株式会社     |
| (例7) 『世田谷区 騎兵山遺跡』    | 2006 加藤建設株式会社     |
| (例8・9) 『目黒区 東光寺裏山遺跡』 | 1997 東光寺裏山遺跡調査会   |

第6図 武蔵野台地淀橋台における地下水 (位) 2 [ S =1/80 ]



写真1 B48号・B49号・B51号遺構周辺（北西）



写真2 B49号・B51号遺構完掘状況（西）



写真3 B51号遺構完掘状況（西）



写真4 B49号新段階池址検出状況（南西）



写真5 B49号旧段階池址掘り方壁面（西）



写真6 B49号池址・階段址（南）

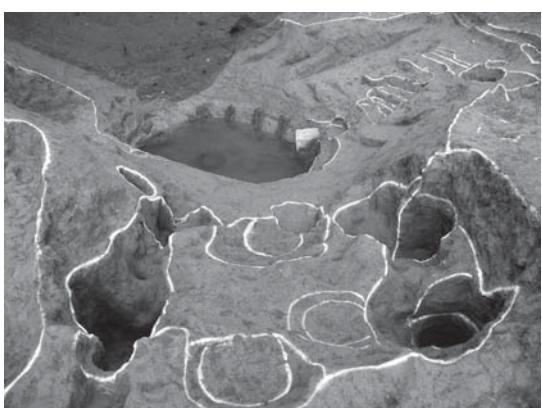


写真7 B51号掘立柱建物址とB49号池址（東）



< 4/17 14:32 >



< 4/19 06:46 >

写真8 ローム層中からしみ出る水の浸水状況

## 千代田区神田淡路町二丁目遺跡の発掘調査

—水利施設を中心に—

金谷 裕子

(株)四門 文化財事業部

### 【発掘調査地点の基礎データ】

住 所：千代田区神田淡路町二丁目11番地外

委託者：平成21年度淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発組合

調査対象地・面積：上記再開発地域内の北西部4地点 1,355m<sup>2</sup>（各地点2～4面調査で延べ3,702m<sup>2</sup>）

調査期間：2009年11月中旬～2010年3月上旬

整理期間：2010年3月上旬～2011年3月末（報告書刊行済。（株）四門2011『神田淡路町二丁目遺跡』）

発見された時代：近世～近代（17世紀前葉～19世紀末）

検出された遺構：466基 磁石建物・磁石列・土蔵基礎・道路跡・土間状遺構・上水戸戸・上水栓・上水木樋・上水竹樋・井戸・石組下水溝・木組下水溝・胞衣埋納遺構・埋桶・木組土坑・ピット

出土した遺物：80,093点（破片数）、約5,081kg 磁器・陶器・土器・土製品・瓦・金属製品・錢貨・木質遺物・骨角製品・ガラス製品・石製品・自然遺物

### はじめに—地理的・歴史的環境

神田淡路町二丁目遺跡は、再開発事業の事前に行われた試掘調査によってはじめて確認された遺跡である。

JR中央線御茶の水駅の南東約300mに位置し、周辺はオフィスに囲まれている。地形的には武蔵野台地の東端部にあり、その東京低地際にあたる駿河台の東南部の崖下に位置する。西側は駿河台と約5mの比高差のある崖になっているが、現状ではほぼ平坦である。崖下では旧地形の斜面をカッティングし、平坦にした部分に17世紀半ばの土坑群（採土坑か）が検出されており、近世初期に現状の地形が造成されたと推定される。

本遺跡周辺の本格的な土地利用の開始は、元和6年（1620）に神田川が本郷台を開削して流路を変更されてからと考えられる。江戸城の外堀として機能する神田川のすぐ内側に位置するこの土地には江戸最初期には「寺」の記載がみられるが（『武州豊島郡江戸庄図』寛永9年（1632））、その後寛永年間末には「永井信濃守」の名がみえ（『寛永江戸全図』寛永19～20年（1640～42））、大名屋敷へと転換する。以後この土地は、譜代大名ばかり6家が幕末まで交代する。拝領者の変遷は以下の通りである。

寛永19～20年（1640～42）の時点で 永井家 山城淀藩（10,000石）－丹後宮津藩（73,600石）

延宝8年（1680） 松平家 武藏川越藩（60,000石）－下総古河藩（70,000石）－三河吉田藩（70,000石）－遠江浜松藩（70,000石）

享保15年（1730） 戸田家 下野宇都宮藩（77,800石）－肥前島原藩（77,800石）－下野宇都宮藩

(78,000石)

- 天保14年（1843） 久世家 下総関宿藩（58,000石）  
嘉永元年（1848） 酒井家 若狭小浜藩（110,000石）  
安政4年（1857） 阿部家 備後福山藩（100,000石）

江戸城の惣構えも兼ねた神田川にかかる昌平橋のすぐ内側に譜代大名が配置されるのは、当初は江戸城防備の思惑が強かったと考えられる。

なお、「神田淡路町」の起立は明治5年（1872）であるが、当初はこの大名屋敷の敷地がほぼ神田淡路町二丁目の範囲となっていた（現在の神田淡路町二丁目では外堀通りより西側の部分にあたる）。近世から四周は道であったが、現状でも周囲は道路で区画されている。

以上、立地と沿革を簡単に述べたが、以下では、本遺跡を特徴づける水利施設を中心にふれてみたい。

## 1. 検出された水利施設

本遺跡で検出された上水関係の遺構を水利施設とし（註1）、それらの遺構を水源別に分けると以下の4種に分類することが可能である。dは飲料水という訳ではないが、下水ではないことから上水に含めた。

a. 神田上水 A23号遺構（桟と木樋）、B115号遺構（木樋）、C39号遺構（木樋）、D1号・D47号遺構（木樋）、D11号・D30号・D48号・D49号・D50号・D51号・D61号遺構（竹樋）、D12号遺構（上水井戸）

D区の遺構は調査地点では東端にあたっており、樋の管底標高が平均2.45mを測る遺構群である（検出された範囲では標高はほぼ同じ）。神田上水はD区の東側を走る外堀通りの下に南から北へと通っていた。上水井戸（D12号遺構）に直接繋がるD1号遺構の東端は（取水口側）、外堀通りへと延びており、水の取り入れ口が神田上水であることは明白であった。

A23号遺構は木樋が3方向に延びる桟であるが、木樋の管底標高は平均2.42mでD区とほぼ同じであることから、これも水源は神田上水と考える。

B115号遺構は他に例をみない断面三角形の板を組み合わせた木樋である。約60m離れたD47号遺構と走行方向が同じであること、管底標高は3.32mで神田上水利用のD区の施設より約1m高いものの、D区の上水井戸（D12号遺構）に溜めた水を流したと考えられるD11号遺構は管底標高が平均3.13mであることから、B115号遺構はこれと同様に上水井戸を介在させれば、水位を上げることは可能ではないかと推測して、神田上水利用の施設とした（註2）。このB115号遺構はB区の最終面よりさらに下層から掘り込まれており、B区では最も古い遺構である。

C39号遺構は、独自の走行方向の木樋であるが、水源の推定は、D区の西隣りで神田上水に近い距離にあること、管底標高は3.22mと高いが、前述のB115号遺構と同様に途中に上水井戸があったとすれば、水位を上げることは可能であることから、神田上水から取水していたと考える。

b. 湧水利用 B21号遺構（竹樋と井戸枠）、B73号・B93号・B114号遺構（竹樋） B21号遺構は崖下に向けて竹樋が延び、もう一端が井戸枠に繋がる遺構である。崖下の湧水を井戸へ導水する施設と推測される。B73号・B93号・B114号遺構は、管底標高が平均3.75m前後に集中する一群である。D区の神田上水施設の一群の管底標高とは1.3m高く、3基共に調査区の北西方向へ延びており、水源がこの

延長にある可能性が高いことから（但し、検出された範囲では管底標高はほとんど変わらない）、湧水利用と推定した。また年代的に19世紀前半に集中することも、この水源の利用がこの時期から開始されたことを物語るものとして考えておきたい。

c. 井戸（掘り抜き） B111号・D46号遺構 2基のみの検出である。D46号遺構は桶を転用したもので、2段が確認された。どちらも調査区での最終面で確認されていることから、本遺跡の最も古い時点では掘り抜きの井戸が使われていたと推定する。

d. 井戸枠を利用した池 A31号遺構 直径約3m・深さ1.5mの擂鉢状の掘り込みの周囲に青灰色の粘土を貼り（厚さ約20～50cm）、その底に井戸枠を据えた遺構である。千代田区四番町遺跡IIでは（㈱四門2010「四番町遺跡II」。旗本屋敷）、ローム層を擂鉢状に直径9m・深さ2.7m掘り下げ、底面に井戸枠を据えた池が検出されている。井戸枠は地下水がしみ出る層まで設置されており、水は上部の池に溜まるようになっていた。また階段が付帯し、あずまやと推定される掘立柱建物が池を望める位置に建てられていた。周囲には植栽痕が群になって検出されていることから「庭園空間」が作出されていた。この例を踏まえ、井戸枠の上部の擂鉢状の構造と、その底面に据えられた井戸枠という形態の類似性からA31号遺構を「池」と考えた。

本遺跡の場合崖下の低地という立地条件、神田上水が調査区東側を通っていることが確実であったこと等が、上記の水源を4つに分類することを可能とした。上水の構造材と湧水利用の遺構の構造材は（竹樋や継手、井戸側〈底板がなければ、掘り抜き井戸になる〉）、水源が相違するだけで全く同じ構造材を使用するので、検出された遺構の位置、木樋（竹樋）の延長方向並びに（推定される）水源の方向、樋管の標高や樋管内の水の流れる方向等多方面からの検討が必要となる。

涌水利用については、最近「ローカル上水」の俗称が使われている。市谷尾張藩邸内での崖下から取水された上水が公に紹介されて以降、知名度が上がったものであるが（註3）、本遺跡のB21号遺構の場合は崖下から竹樋を3、4m引き込んで井戸に導水するもので、むしろ水源が少し離れた「井戸」とすべき遺構であるかもしれない。「ローカル上水」という名称はある一定の地域に上水網が張り巡らされているようなイメージがあるが、本遺跡での検出例を鑑みれば、大名屋敷の敷地内だけで水は使われているような感がある。いずれにせよ「私的上水」がどの位の範囲をカバーしていたのかは、他の調査例（既存報告例、今後の検出事例を含めて）を、検討する必要があろう（註4）。

## 2. 構造材、特に木樋について

本遺跡で検出された木樋は、2時期に大別することが可能で、しかもその年代が、17世紀半ば（B15号・D47号遺構）と上限を明治11年（1878）とする時期（D1号遺構。註5）で、年代差が大きいことから、その変遷を窺うのに好都合であった。以下の7点について編年を試みる。

**成形** 17世紀半ばと推定されるD47号遺構は4枚の板を組み合わせ、上板と底板の間に側板を挟み込んで、上下から釘で止める。19世紀後半のD1号遺構では1本の木を蓋と身に分割し、身の部分を「コ」の字状に彫り込んで導水管とし、蓋の上面に釘を打ち込んで身と固定する。D47号遺構の板の組み合わせ方式は、大容量の水を流すのに適した形ではあるが、四辺の板の隙間すべてから水は漏れる。一方D1号遺構の蓋で止める方式では、漏水は蓋と身の間だけとなる。つまり、水が漏れやすい構造から漏れにくい構造への変化と捉えることができる。

**接合部の形状** 古い段階のD47号遺構は図7-2・3のように木樋先端部の板を薄くして、組み合わ

せている。図7中の写真では、木樋同志を奥まで差し込んであるが、検出された時点では隙間があり、その周りは青灰色の粘土で固められていた。新しい段階のD1号遺構では、接続部には継手が使われ、木樋の先端は継手に向けて徐々に細くなっている。

**釘** 釘の種類と打ち込みの間隔に変化がみられる。古いD47号遺構では釘は頭巻釘が使われ、その間隔は20~30cmと樋管によってバラバラのようである。新しいD1号遺構は頭の大きい皆折釘を用いており、長さも長いものを使っている。間隔は20cmごとで、釘同志も向かい合うように均一に打たれている。釘を打ち込む位置にはあたりをつけるためか、台形に彫り込みが施されている。なおこのタイプの木樋は釘と釘の間の長さが導水管の一辺の長さとなる。

**楕肌** 帯状にした木の皮を縄状に編んだものである。漏水防止用。17世紀半ばとされるD47号遺構やこれとほぼ同時期と考えられるB115号遺構にはみられず、D区の上水井戸（D12号遺構）から派生するD11号・D30号・D48号・D49号～D51号・D61号遺構は竹樋・木樋にかかわらず、継手・桶との接合部に巻かれている。割り貫き式の木樋では、蓋と身の間、釘の頭部周囲にも巻かれて、釘といっしょに打ち込まれている。このような検出状況からみると、楕肌は割り貫き式の木樋・継手と関連性があるように思える。

**継手** D47号遺構の時点ではない。ほぼ同年代のB115号遺構の場合は、板の先端に段差をつけて嵌め込む方式であり、しかも1枚ずつ板の長さが違うために、継ぎ目の位置も板ごとにバラバラである。これらの継手のないタイプが17世紀半ばの状況であるとするならば、継手はC39号遺構の時点（17世紀末）では出現しているといえそうである。

**埋設法** 本遺跡で最古級と推定されるB115号遺構の直上の層は砂利を入れ、固く叩きしめられていた。これは3枚の板を貼り合わせただけの木樋の合わせ目からは大量に水が漏れるため、それを軽減させる措置であったと考えられる。割り貫き式の木樋では水漏れ部分は蓋と身の間と限定でき、漏れる水の量も少なくなったと想定される。それに伴い、樋管周囲の地固めもされなくなっている可能性がある（註5）。

今一つ、樋管の埋設法の一種として、文京区真砂遺跡（真砂遺跡調査会 1987『真砂遺跡』）で検出されたトンネル工法が挙げられる。本遺跡では低地であるにもかかわらず、B114号遺構は固く突き固めた上層部分はトンネルを掘削して竹樋を通して（図6写真参照）。D1号遺構もほぼ3mおきに長さ50~70cmのトンネルがみられた。調査時にはこの埋設法は念頭になく、樋管のみを追っていったが、平面プランをよく見極めつつ掘削してゆく注意深さが必要であろう（註7）。

**樹種** 古い年代のB115号・D47号遺構はアスナロやヒノキ、新しい段階ではアカマツが多くなる。「こうした傾向は汐留遺跡（パリノ・サーベイ株式会社 1996）や東京駅八重洲北口遺跡（松葉 2003）などの同時期の上水関連施設の用材において認められている」（註8）。

本遺跡で検出された2時期の木樋は、以上に挙げた点から、年代による変化が認められ、それらを組み合わせることにより概ねの変遷を辿ることも可能であると考える。変化の仕方は、樋管から水が漏れにくい方法へと変わってゆき、構造材は板組み合わせ式から割り貫き式へと推移する。この時点では継手・楕肌が出現するのかもしれない。また竹樋は継手がないと繋げないので、竹樋の出現は継手の出現と期を同じくするとの予測もされるのである。ただ本遺跡からは画期がいつであるのかは明らかにし得なかったし、木樋の江戸最初期の様相がわからないために、これらの仮説も机上の空論に終わるかもしれないが。

### 3. 用語について

木樋と樋(とい)

寄木式・割り貫き式と箱樋・彫樋

上水桶(枠)・上水の桶・中継桶と桶枠

左側が遺跡の報告書の上水施設の用語、右側が肥留間博氏(上水研究家)の使われる用語である。両者には大きな違いがあるが、ここでは考古学側の抱える問題点について述べておく。例えば報告書に使われる用語で最も混乱しているものに木樋(竹樋)の繋がる「桶」がある。上水桶(枠に繋がるものは「上水枠」)の名称が汐留遺跡(東京都埋蔵文化財センター 1997『汐留遺跡I』)から使われたが、本遺跡では「上水の桶」の語を使用した(株四門 2011『神田淡路町二丁目遺跡』)。これは上水の木樋や竹樋を繋ぐための専用の桶の意であった(上水を溜める井戸は、上水井戸と呼称)。この桶は通常の桶と比べて側板・蓋・底板共に厚く、蓋には栓がついている(註10)。桶の用途は砂を溜めるためともいわれるが、木樋(竹樋)が接続するのは側板の中程で、桶下半にしか砂が堆積する部分がないこと、また検出例でも顕著な砂泥の堆積はみられなかったことから、継手と同様の用途と推定している。この桶の最も新しい呼び名は「中継桶」であり(東京都埋蔵文化財センター 2011『愛宕下遺跡II』)。用途面が強調されている。ことこのタイプの桶に関しては新しい報告書が刊行されるたびに、新たな名称がつけられているような状況にある。江戸遺跡では未だに水利施設の研究は用語の定義にすら手間取っているのが現実である。

おそらくこのような事態の根底にあるものは、近代水道以降、「上水」がわれわれの生活から離れてしまい、イメージしづらいものになってしまっていることもかなり大きいのではないか。近世までは、蛇口をひねれば飲料水がなんの不自由もなく使える現代の生活とは違う、「上水」の生活が存在していた。特に江戸市中の「水」は、飲料水と生活用水は別であるという発想から始まらなければならないと思う(飲料水=生活用水のシステムを作り上げたのも近代水道であった)。これは自戒をこめてである。

水利施設の遺構の検討は、その主役となる「水」が使用状態のまま観察できることはないし、地形的な条件や上水以外の湧水の利用も考慮しなければならないなど、目に見えない相手に対して様々な視角からのアプローチが求められる難しい分野であることを痛感した。本遺跡が好資料に恵まれていた遺跡であったのは否めないが、本格的に江戸遺跡の調査が始まって以来四半世紀を過ぎた今、水利施設研究は問題意識の所在が不確かなまま進められてきた感がある。小文では多くの検討項目を呈示した。

「まず必要なのは正確な発掘調査であり、その結果をもとに、私たちは江戸の水について発言することができると考える」(古泉 弘 2006「江戸の水」『江戸遺跡研究会第19回大会 江戸の上水・下水発表要旨』基調報告)

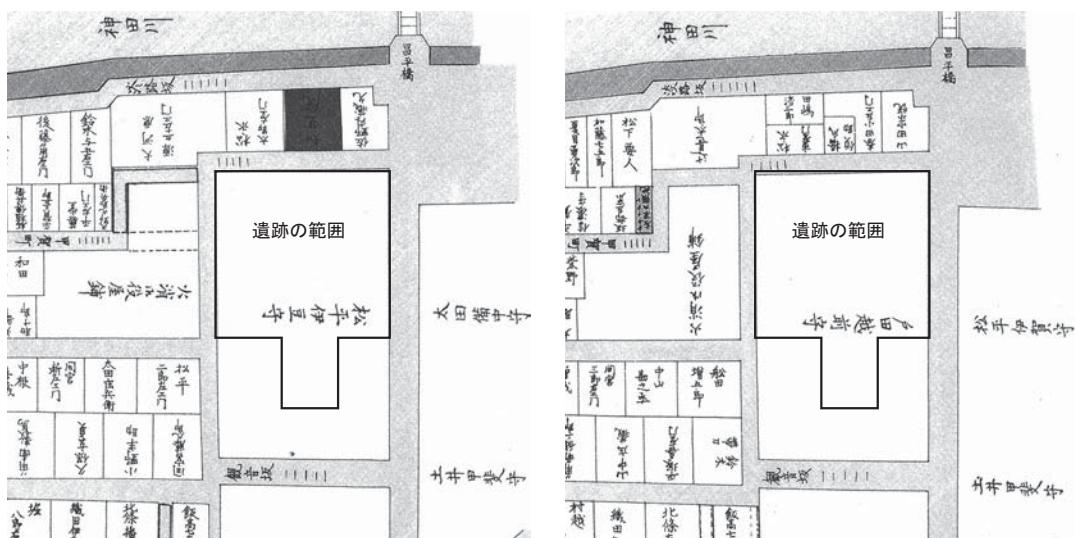
なお、この小文の水利施設の検討事項の項は現場を担当した者の共通見解である。筆者が代表して執筆したにすぎないことをお断りしておく。

## 【註】

1. 「上水」は「下水」と対応する語とする。「下水」は排水であり、使用済の水のことである。「水利施設」という言い方がこの場で的確かどうかもわからないが、とりあえずこう呼んでおく。
2. 水源の推定は、このB115号遺構をとっても、遺構のそのものが持つ条件や周辺の要素を加味しつつの仮定とならざるを得ない部分を多分に含んでいる。
3. 報告されたのは、東京都埋蔵文化財センター 2001『尾張藩上屋敷跡遺跡VI』において、研究会で報告されたのは江戸遺跡研究会大会の斎藤 進「江戸遺跡における上水道の構造と目的について」においてである(江戸遺跡研究会編 2006『江戸遺跡研究会第19回大会 江戸の上水・下水 発表要旨』所収)。
4. 例えば、伊賀衆の拝領町屋である崖下に位置する新宿区若葉三丁目遺跡では、高さの違う竹桶が2本検出され、2箇所の違う水源からの取水であるとされているが(榎四門 2009『若葉三丁目遺跡』)、この遺跡の立地条件を考えると、崖下の湧水を利用していた可能性が高い。当遺跡は長屋が想定されており、湧水利用の上水ネットワークが町屋にも普及していたと考えられる。
5. D1号遺構(木桶)の繋がるD12号遺構(上水井戸)に最後まで竹桶で接続していたのがD61号遺構で、この竹桶に接続していた桶(2基)の蓋に墨書で「神田区淡路町二丁目四番地」とあった。「神田区」成立が明治11年(1878)。
6. 桶管周囲の地固めを調査中に確認したのはB115号遺構のみである。他の遺構では確認していない。これは重機で断割りを行なったり、調査時に認識がなく、観察を怠っていたことによる。今後の報告書でこの点が検証されることを望むものである。
7. トンネル内に桶管を通す工法がいつからあるのかについては、本遺跡では新しい段階(19世紀以降)のB114号・D1号遺構では採用されているが、古い時点ではみられない。
8. 鈴木伸哉 2011「神田淡路町二丁目遺跡から出土した遺構建築材の樹種」『神田淡路町二丁目遺跡』所収。
9. 蓋の栓は、栓を打ち込むことにより、蓋を閉めつける役割があるのでないかと推測している。



図1 遺跡位置図  
東京都都市計画局「1/2,500 東京都地形図」より作成



『御府内沿革図書』 元禄年中(1688~1704)

『御府内沿革図書』 文化5年(1808)

図2 遺跡の変遷

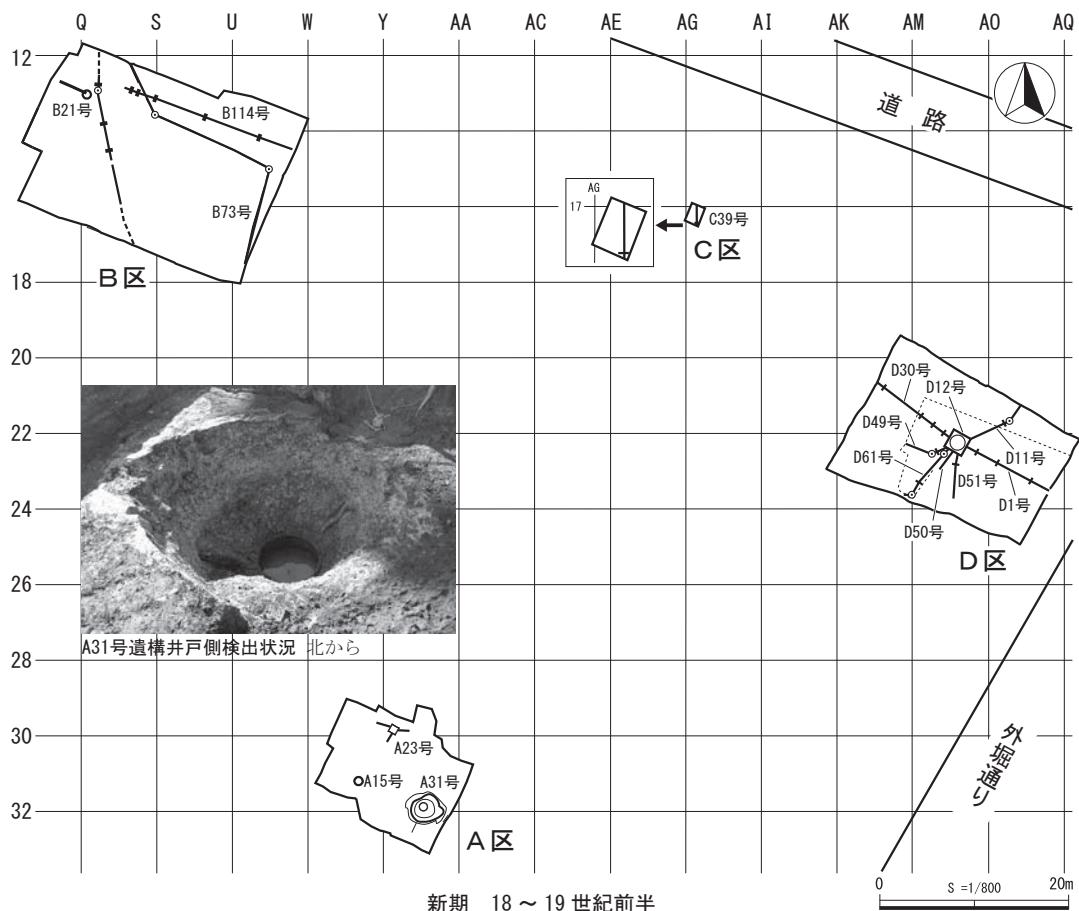
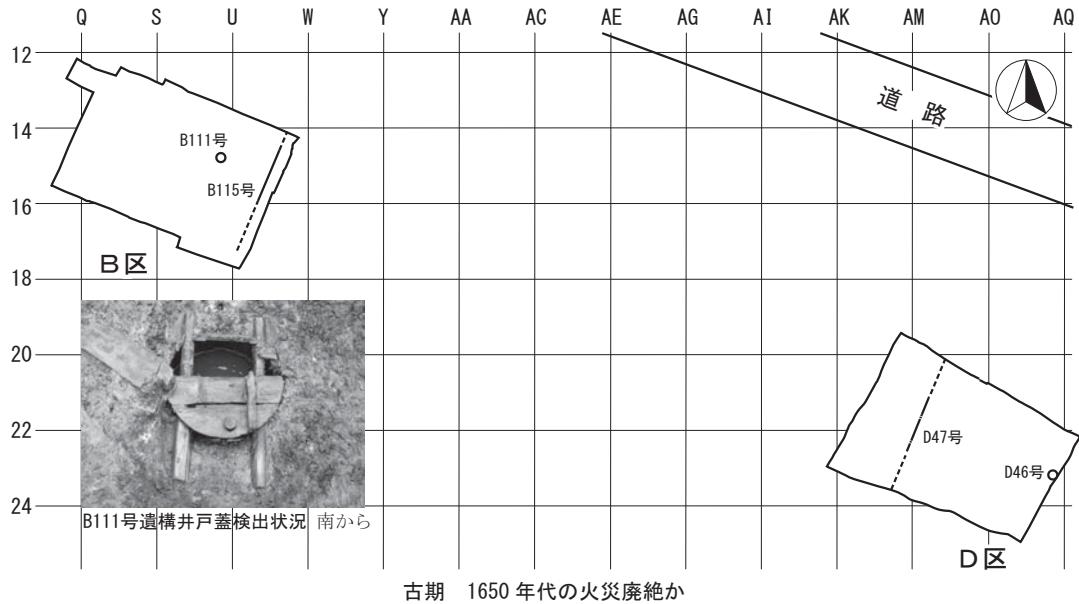
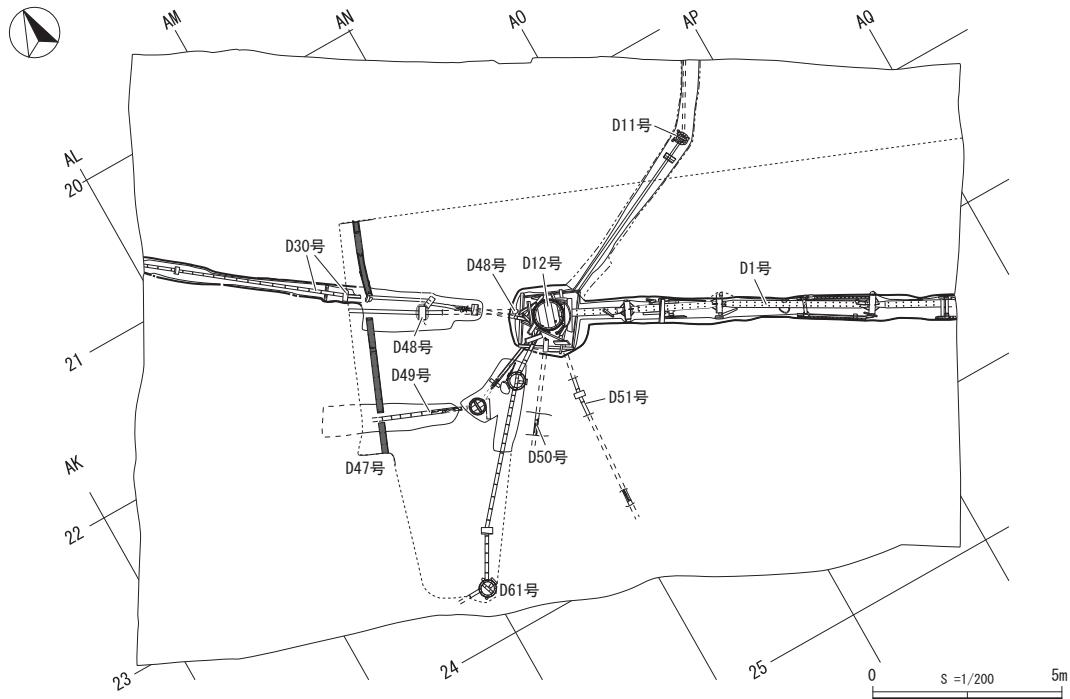


図3 検出された水利遺構



D区の神田上水関連遺構

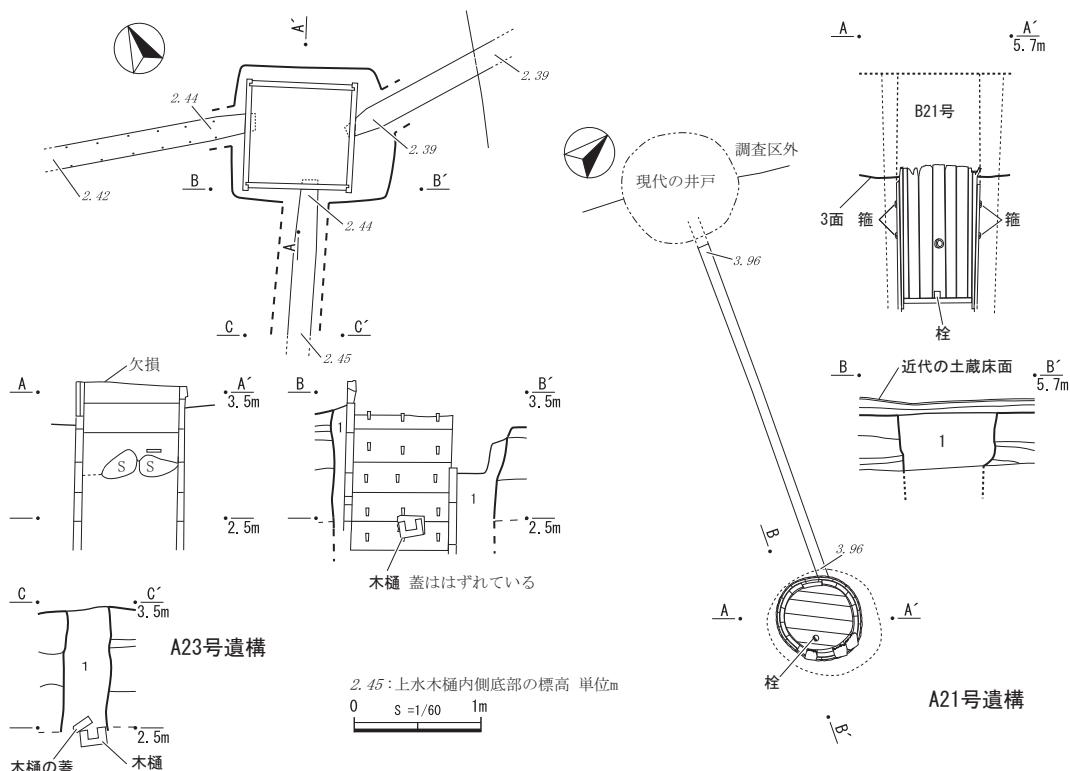


図4 水利施設(1)

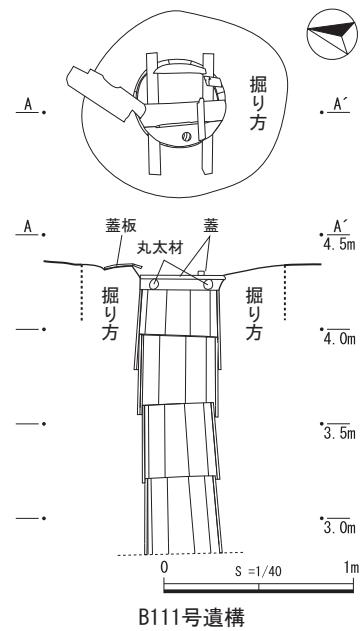
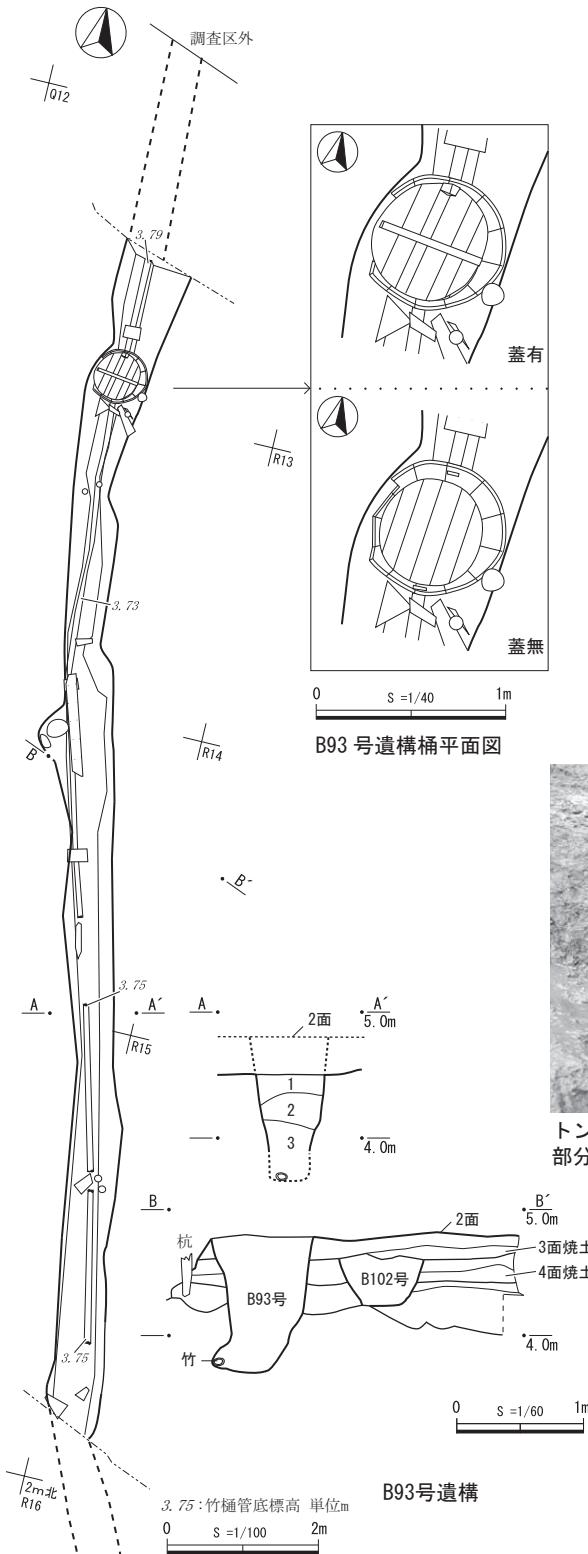
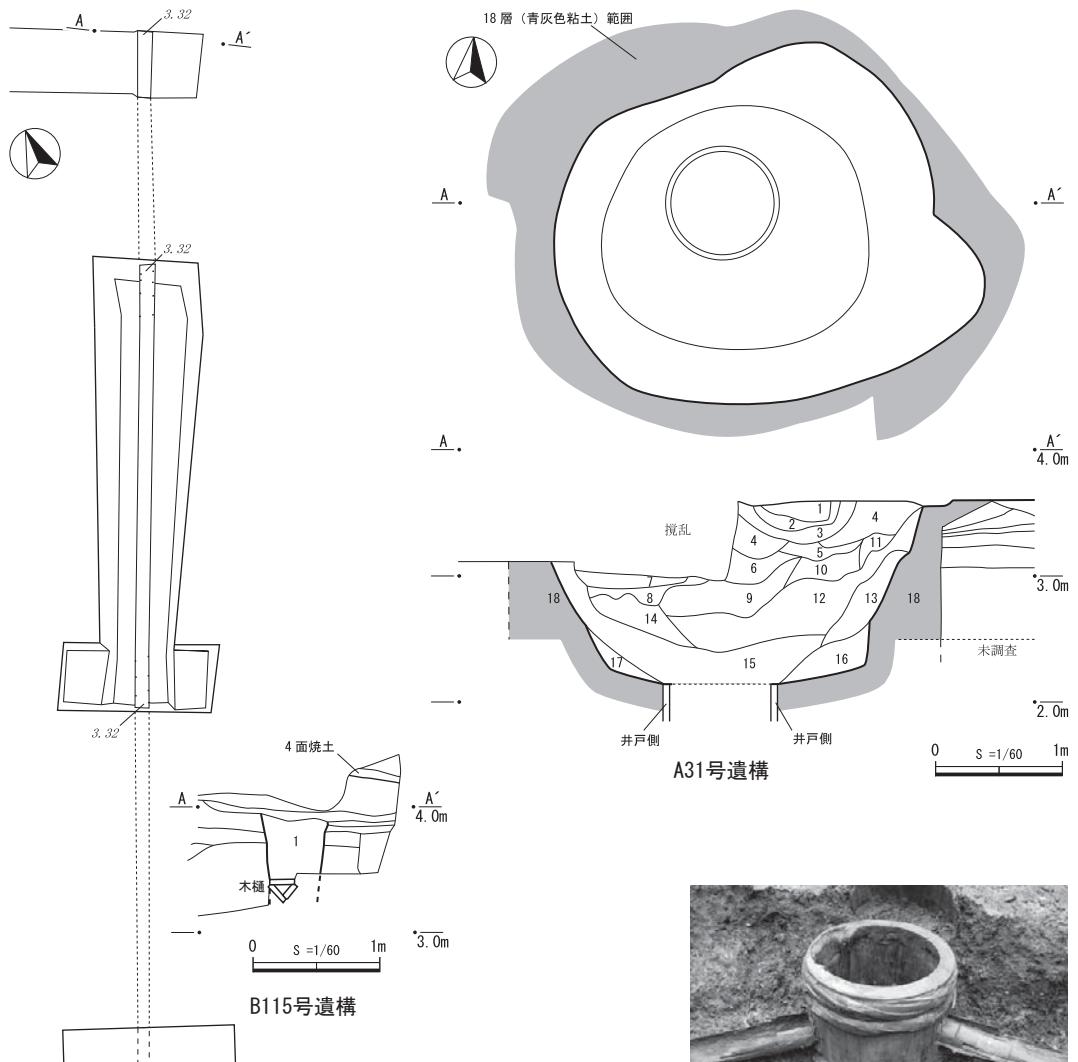


図5 水利施設(2)



D61号遺構南側桶蓋アップ 北から  
「神田区淡路町二丁目四番地」の墨書き

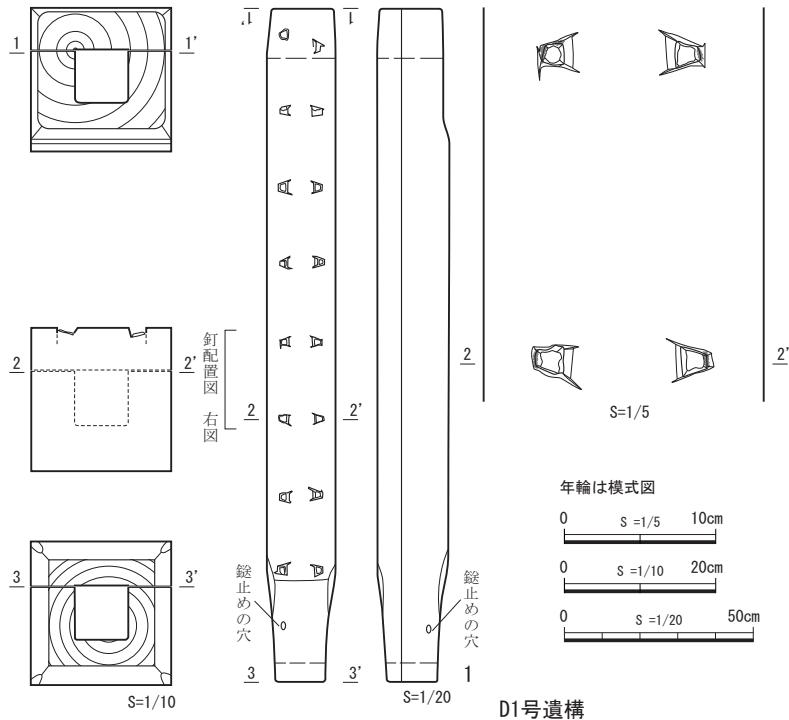


B73号遺構西側桶と竹桶接続状況 北から



B73号遺構西側桶蓋検出状況 南から

図6 水利施設(3)



D1号遺構

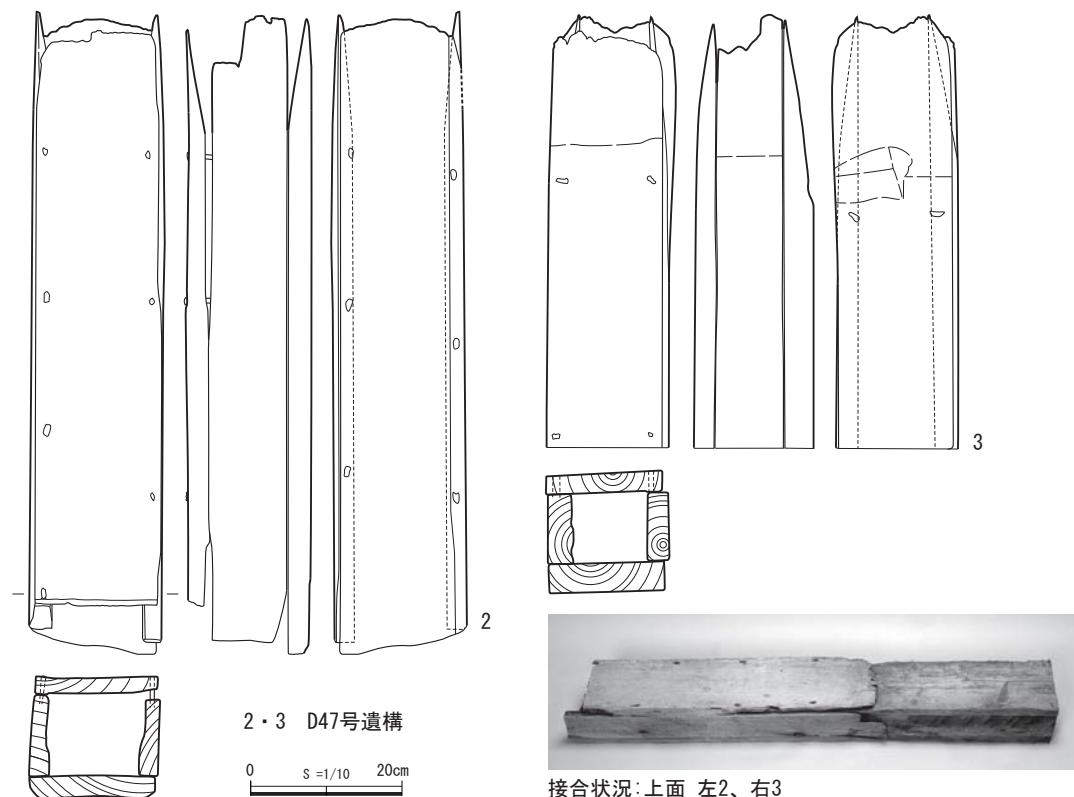


図7 木樋実測図

## 神田淡路町二丁目遺跡の文献調査

—小浜藩酒井家の絵図史料を中心に—

齊藤 勝泰 悅正

(早稲田大学)

### はじめに

神田淡路町二丁目遺跡は、外堀に架かる昌平橋の内側に位置し、近世では概ね武家地、特に譜代大名の上屋敷として利用された地である。

本報告では、文献史料をもとに当地の歴史的変遷を概観し、特に幕府の役職を勤めた大名の屋敷という点に注目しながら当屋敷のもつ意味を検討し、また幕末期に上屋敷としていた若狭小浜藩酒井家の絵図資料をもとに、屋敷内の空間構成やその特徴を抽出していきたい。

近年までに江戸藩邸に関する豊かな成果が蓄積されているなかで、今回は譜代大名の上屋敷にみられる特質に迫ることで、江戸藩邸の実態の一例を提示していきたい。

### 1. 屋敷地の変遷と特質

#### (1) 調査地の概要

当調査地は、近世初頭は「西念寺」「西福寺」等の寺院の境内地であった<sup>(1)</sup>。その後寛永15年（1638）に西福寺が浅草へ移転するなどして、寛永末頃になると周辺一帯は武家地として再編されている。

「寛永江戸全図」（寛永19年11月～同20年9月成立）では永井尚政の屋敷となっている<sup>(2)</sup>。永井家は山城国淀10万石の譜代大名であるが、同家は延宝8年（1680）当主永井尚長の殺害事件が発端となって改易となり、屋敷地は上地されて、かわって武藏国川越藩松平信輝（7万石）の上屋敷となった。松平家は約50年間当地にあり、この間古河・三河吉田・浜松と転封を繰り返している。ついで、享保14年（1729）には下野国宇都宮藩戸田家（77,800石）の上屋敷となり、6代にわたり約110年余続いた。その後天保14年（1843）には下総国関宿藩久世家（58,000石）が、ついで嘉永元年（1848）には若狭国小浜藩酒井家（103,500石）、安政4年（1857）には備後国福山藩阿部家（110,000石）が上屋敷とし、明治維新に至っている（図表1参照）。

#### (2) 屋敷替えの契機

上記のような経緯で、当地は武家地となって以来、譜代大名の屋敷地となるが、特に松平家以降は幕末に至るまで幕府の要職にある大名の屋敷という点で概ね共通している。なお、これらの大名の転入・転出の契機は、幕閣の役替えによるものが多く、特に寺社奉行就任を機に転入し、辞任（他の役職就任）により転出するという傾向がある（図表1参照）。

例えば、天保14年（1843）の戸田家から久世家の屋敷替えは、天保改革を主導した老中水野忠邦が同年閏9月に免職・差控となり（但し弘化元年再任）、老中間部詮勝も同月に辞任して、その一方で当屋敷を所持していた戸田忠温と牧野忠雅が新老中に任命されるという動きに伴って起きている。水野の西丸下、間部の常盤橋門内の各役屋敷がそれぞれ戸田・牧野に引き渡されたのである。当時寺社

奉行であった戸田は老中に就任することで当屋敷を転出し、代わって前月に寺社奉行となった久世広周が転入するというように、幕府人事の変更に関わって屋敷替えが行われている。

### (3) 寺社奉行の役宅

当屋敷に入る大名は、奏者番となり寺社奉行を兼職するものが比較的多かった。中でも戸田家は、約100年当地にある間、奏者番・寺社奉行を勤めた当主が散見される。

奏者番は、幕府の典礼に関わり、儀式等での大名の姓名奏上や進物披露、下賜品伝達や御三家や大名の上使を勤めた。譜代大名から20～30名前後が選任され月番で担当し、奏者番を本役とし、加役で勤めたのが寺社奉行であった。寺社奉行は、老中・若年寄と同様に将軍直属の職として、譜代大名から任命された。定員は4～5名で月番で担当し、全国の寺社を差配し、寺社領内の訴訟や幕領・大名領・旗本知行所などに跨る訴訟も管掌した。当職を経て京都所司代や大坂城代に就任したり、老中に転ずる例もみられた。

ところで、寺社奉行は特定の執務空間（奉行所）がないため、在任者の屋敷（多く上屋敷）が役宅として使用された。このような事情から、寺社奉行に就任すると藩邸内的一部を役宅にする必要があり、藩の政務を行う空間に加え、いま一つの性格をもつ空間を追加することになったのである。

しかし、寺社奉行就任を機に、上屋敷内を奉行所・役宅として改変するには相応の造替が必要であり、新奉行就任をもって役宅機能を備えた前任奉行と屋敷替えをするという動きを少なからず生み出していったと推測される。なお、この点は寺社奉行の上屋敷交替の事例を多く検討することで確認できるが、今回は果たしていない。

### (4) 寺社奉行役宅空間をもつ藩邸

戸田家の時代からは、寺社奉行を勤めた当主が居り、屋敷内に寺社奉行に関わる空間があったと推測される。戸田家の後に入る久世家は、奏者番からさらに寺社奉行を兼職することで、屋敷地を家作と共に拝領したことが史料から判明する<sup>(3)</sup>ので、建物部分も戸田家以来のものを引き継いだと考えられる。久世家はこの5年後に老中就任を機に転出するが、久世家屋敷もこの間は寺社奉行の役宅を含むものであったと考えられる。その後当屋敷に入るのが小浜藩主酒井忠義であった。

忠義は、当屋敷拝領前には奏者番・寺社奉行を勤めていたが、その後京都所司代となり、その在任中に転入、また転出している。酒井家上屋敷の期間は、嘉永元年（1848）10月22日から安政4年（1857）11月10日までの約9年間である。酒井家も屋敷替え時は、家作と共に引き継いでおり<sup>(4)</sup>、少なくとも当初は久世家時代の家作がそのまま使用された可能性が高いと考えられる。

なお、酒井家ではこれ以前から頻繁な屋敷替えが行われたため、幕府から手当金も下賜されている。この点からは、拝領直後の新規また大規模な屋敷造替は考えにくいのではないか<sup>(5)</sup>。屋敷内の空間構成を歴史的に把握することができないが、久世家は戸田家から家作共に引継いで5年で転出、酒井家も久世家から家作共に引継いでおり、家作部分は古くは戸田家時代まで遡る可能性もあるといえる。この点に関して、遺構の分析では、18～19世紀にかけての大きな変化がみられないとの結果が出ている。戸田家以来家作に大きな変更が行われた可能性は少なく、役宅空間を温存したまま各大名家に引き継がれたと推測されるのである。

## 2. 小浜藩酒井家屋敷

### (1) 酒井家上屋敷の構成

#### ①小浜藩酒井家

小浜藩酒井家は、徳川家光の信任を受けた酒井忠勝（1587-1662）を初代とする譜代大名である。大名としては、はじめ武州深谷に1万石を領し、以後武藏国忍、同国川越をへて若狭国小浜113,500石（のち103,500石）を領し、以後計14代にわたって継続し、明治維新を迎えた（図表2、3）。

#### ②小浜藩江戸屋敷図と上屋敷絵図

小浜藩の関係史料（小浜市立図書館酒井家文庫蔵）には、江戸藩邸の屋敷絵図が比較的豊富に伝来している。上屋敷関係13点、中屋敷関係5点、下屋敷関係は10点程確認でき、その他長屋絵図や、近代の東京邸絵図、ほかに所在が未確定なものもあり、今後の作業によって、より正確な絵図の把握も可能である。このうち昌平橋内上屋敷の全体に関わる絵図としては2点挙げられる。

早い時期のものと推定されるのが、年未詳「昌平橋御上屋敷図」<sup>(6)</sup>（図表4、トレース図）である。屋敷内には、以下のような施設が確認できる。

#### 《門と屋敷周り》

屋敷地南側に「表御門」（右側に番人詰所、二階は物置、左は向番所で腰掛、二階は供方休息所）／昌平橋方向の北側に「北門」／南西側に「通用門」／周囲は練り堀／堀に沿って南・東側には二階建ての長屋／北門側に31間半の15疋立の厩と馬場／表門外の南に辻番／西側の崖部分は土手・笹原／北には稻荷を祀る祠

#### 《御殿空間》 …箇所配置は判明するが、具体的な間取りは不詳。

屋敷内中央に御殿。所々が二階建て／玄関右側に「御内玄関」／玄関を取り右側に「諸役所」（二階は御小納戸役所）／役所の左手に書院／奥は「御台所」に至る。／左手に「寺社方并諸役所」「御評席」「御内玄関」外に土蔵が大小8箇所／さらに奥に板塀で仕切られた「奥御門」／その先に「奥御座敷」に至る「奥御玄関」／奥座敷と表居間は築山・泉水の庭に面し、庭の奥（西方）に「御馬場」・馬見所／御殿北側に「稽古所」と的場

※玄関側は役向きに関わる表の空間、それらの奥に「表御居間」「奥御座敷」。奥部分は、板塀で他と画される。

ほかに、物置・米春き場を備えた東西に長い平家長屋、駕籠部屋・合羽駕籠部屋（平家）「御評席」に近接する平屋の同心部屋→「当時御買方」（絵図の記載情報のヒント）

#### 《詰人空間》

外周の外堀に沿い二階建の長屋が数棟／表門側：門の両側に1棟宛計2棟、通用門側：門を挟み計2棟／北門付近の馬場側に長屋1棟。長屋は概ね間口2~3間／馬場に面した長屋に並び二階建ての建物2棟は足輕部屋や中間の居住空間／北西側土手沿いに平家4棟（「御留守居組部屋」・「諸組部屋」等）

#### ③「寺社方」空間について

先に触れたように、酒井家の屋敷拝領は寺社奉行離任後であるので、絵図中の「寺社方并諸役所」・「御評席」は一見不可解であるが、久世家時代の家作を引き継いだ結果、寺社奉行役宅の様相が多く残され、酒井家時代には、実際の寺社奉行の機能はなくとも、久世家以来の空間構成がそのまま引き継がれていたと考えられる。この推測が許されるならば当図は屋敷拝領後間もない時期の作成と考

えられる。参考に、同家が寺社奉行在任中の向柳原（外神田）に屋敷を所持していた頃の絵図、天保13年8月「忠禄公寺社御役御評席絵図」<sup>(7)</sup>をみると、寺社奉行役宅空間の構成が判明する。絵図中には、押合方・広間・客座敷・惣席・別席・小検使・訴所・溜廊下・休息所・内寄合之間・白洲・御調所・証文所・御内聴所などの空間・施設が示されている。この図の特色は、「奏者番寺社奉行加役ニ付入用御間席」と「新規建其外膳」った部分が彩色で分けて示され、寺社奉行所として使用された空間と新規に建設された箇所が判明する。図表4にみえる「寺社方并諸役所」はこれに似た空間が展開していたといえよう。

#### ④もう一つの上屋敷図

屋敷内の全体像を把握できるもう一つの絵図が「嘉永七年九月調 御上屋鋪御長屋図 昌平橋内」と注記のある「御上屋鋪御長屋図」である（図表5）。当屋敷に転入して7年後の状況を描いたものである。なお総坪数は6,567坪とあり、他史料で見る7,730坪ないし7,640坪とは相違している。

先の図と比較すると、建物の配置は概ね共通しているが、いくつかの相違点もある。

#### 《門と屋敷周り》

表門・北門は同様／南西側の門は「裏御門」（先図は「通用門」）。堀沿いの長屋もほぼ同様／北側の廄も同様／長屋の間に「下掃除口」、非常口あり。

#### 《御殿部分》

御殿部分の立地、「御内玄関」「御台所」は前図と同様／先図「諸役所」「御小納戸役所」は不明／先図「寺社方并諸役所」「御評席」部分は「大御書院」に／奥は「御殿」「若御前様御殿」が広がる。玄関北側は土蔵2棟、ゴミ捨場。

「奥御門」も前図同様。「若御前様御殿」に繋がる／前図の築山・泉水・馬場。馬見所は「御庭」と一括されて変化は不明。「稽古場」・的場近辺も同様。

#### 《詰人空間》

外周部分の長屋配置は前図とほぼ同様／「稽古所」に隣接して新たな長屋が2棟／馬場側長屋は前図2棟分が1棟として描かれる／土手崖際に新たな長屋1棟

これらからうかがえることは、前図と比較して屋敷外周の長屋には大きな変化はなく、内部の御殿に近い長屋群に変化がみられること、前図に比して周囲の施設（長屋など）の記載はより詳細な半面、御殿空間は庭との境界が描かれないと概略的な描かれ方となっている点などである。特に、御殿内の「寺社方」は大書院へと大きく変化している。屋敷を引き継いで7年を経過した酒井家の屋敷利用の結果として看取できるのではなかろうか。

### （2）長屋の様相について

#### ①各長屋の性格

つぎに長屋に目を転じたい。屋敷内の長屋は10棟以上に及ぶ。それぞれの長屋には軒割りの間数や居住者名等が記されているが、この点を記載情報のより詳細な図表5からうかがってみたい（以下の長屋+数字は、図表6参照）。

- ・長屋 I …江戸家老見習550石根岸兵部右衛門を筆頭に、江戸公用方・祐筆を務める中川求藏など、姓名の記された家臣の他、家老や用人・大目付の通部屋や留守居役の役所など、概して上級家臣の役向きや住居にかかる長屋。

- ・長屋II…小姓頭の勤番部屋や頭取部屋、御徒頭や大目付の勤番部屋で役向き上の施設。
- ・長屋III…全て個人名が記され、勤番部屋や通部屋はない。6間半の大目付山口氏（210石）。以下、100石台の家臣やそれ以下の家臣の住空間。
- ・長屋IV…計3軒あり、3名の家臣名（個人名）が記されている。
- ・長屋V…姓名を記した家臣名、廐小頭・中間小頭の役名に関する名がみえる。間口も上記長屋より狭く、概して下級の家臣の住まい。
- ・長屋VI・VII・VIII…家臣名でなく下級ないし武家奉公人などの空間。
- ・ほか、図表4になく図表5のみにみられる長屋もあり。

概して、屋敷外周の長屋には上級家臣以下の家中に関わる住まいだけでなく、役務にかかわる通部屋などが配置され、屋敷内部には下級家臣ないし奉公人などの仕事空間・住空間が配されている。

## ②長屋の内部の様子

これらの長屋の内で詳細な間取りを描いた、間口三間分の二階建ての長屋絵図がある（図表7）。その形や間数などから長屋IVに相当すると考えられる。これによると、間口三間は縦半分に左右で機能分化されている。

- ・左側…玄関口を入り、奥に四畳半（板天井）。壁側には一間の「大本箱」。さらに奥に張天井の六畳間。庭に面した縁側の左手奥に雪隠。
  - ・右側…手前が勝手口。土間・水瓶置き場の奥には、踏み出しを経て二畳の板間と竈。その奥に六畳間、仏壇・押入（上は小箪笥・葛籠、下段に箪笥）あり。
- ※玄関側の部屋は来客に対応できる居間、勝手口側は私的な空間として使い分け可能な間取り。
- ・庭部分…敷石に庭石・手水鉢があり、湯殿と雪隠が庭側に設えてある。
  - ・二階…縁側に面した二部屋の上にある。六畳半の板天井の部屋と襖で仕切られた三畳半の物置部屋からなる。

障子・襖の別や箪笥や書棚の位置、二階に続く梯子の位置なども具体的に示されている。

また、ここに付記された朱書きの注も興味深い。庭部分には「庭至テセマク、芝植付、ツヨシ植付」、二階の屋敷外側の開戸部分に「此マトヨリ坂ヲ通り候人ヨク見ヘ申候、土井様表御門并往来人能見ヘ申候」、物置部屋の開戸には「左衛門尉様御屋敷（豊後府内藩松平家）ニテ富士山不見候、格別見ハラシワ無之」などと、居住者の側にたった眺望の善し悪しに言及している。また、二階部分については、「張天井の長ヤ二階付九尺ハ是迄手習師匠ニ而も有之哉、柱悉ク墨付居候、其外入口杯ニも墨付居候、先年より拭イ候ヘ共取れ不申候、凡コノ九尺ハ左様成者（ママ）ニ候」とあり、対応する部分は不明ながら、室内の汚れの様子を述べ、以前に手習師匠でも住んでいたのかとの推測をしながら夥しい墨の汚れに注目している。これらは酒井家側で認識の及ばないことへの推測や住環境の善し悪しが示されていることから、屋敷拝領時に長屋の諸条件を記録し、居住者配当の参考にされたものかとの想像もできる。なお、同様の観点で描かれたと思われる当屋敷の周辺概況図もあり、そこには相対替時の目論見図と記されている<sup>(8)</sup>。このような推測が許されるならば、屋敷交替時に酒井家が屋敷内外の把握のために作成した一連の絵図類ということになる。

## おわりに

今回検討した屋敷地は、譜代大名の上屋敷として利用されたが、17世紀末以降には奏者番を勤める

大名が、18世紀後半以降は寺社奉行を兼職する大名が散見された。屋敷交替は寺社奉行の離任や就任を機に行われる傾向があり、そこには屋敷内の寺社奉行役宅の空間が継続利用できるという利便性や、屋敷に備わる特有の機能が重視されて、屋敷交替が行われたということができる。

幕末に転入する酒井家は、寺社奉行在任中ではなかったが、転入時点でのような空間を引き継いだと考えられ、後年になって長屋配置や御殿内部などに若干の変化を加えたようである。

屋敷内に寺社奉行にかかわる空間がどのように展開していたのか、藩邸内の藩政と幕府役向きの機能分化の実態はどのようなようであったのか、また老中就任者が役屋敷に移動することは広く知られているが、寺社奉行は果たしてどのように屋敷移動と関わっていたのであろうか。これらは、今後の事例蓄積とより詳細な検討により明らかになっていくものと思われる。今回の、18世紀頃以降の屋敷交替に幕府側の寺社奉行役宅への認識といかなる関わりがあるのか否か、そのような点からも考える必要があろう<sup>(9)</sup>。

なお、酒井家上屋敷は安政4年（1857）に上地となり、牛込山吹町に移転した。これは牛込下屋敷の南東隣にあたる。さらに浜町中屋敷も翌5年に下屋敷に至近の牛込揚場町へ移転している。結果、小浜藩邸は上・中・下屋敷が全て牛込地域の程近い地に集中するという事態となっている。このような同藩邸の様相の検討は、各屋敷の機能や空間構成を考える上でも興味深い論点を提供するのではないかと考えられるが、この点も今後を期したい。

※図表4～7は『東京都千代田区 神田淡路町二丁目遺跡』株式会社四門、2011年による。トレース図は(株)四門が作成した。

### 【注】

- (1) 「武州豊島江戸庄図」（『古板江戸図集成』一、中央公論美術出版）。
- (2) 「寛永江戸全図」（臼杵市教育委員会所蔵、之潮刊）。
- (3) 『東京市史稿』市街編40。
- (4) 『東京市史稿』市街編45。
- (5) 下賜金に対応して、藩では江戸詰家中に手当金を給している（「関東分限帳」、小浜市立図書館酒井家文庫、以下「酒井家文庫」とする）。
- (6) 「昌平橋御上屋敷図」（酒井家文庫）、以下の絵図類は特に断らない限り、酒井家文庫。
- (7) 忠禄は忠義のこと。忠義は文久期に致仕し、維新後再び当主となり忠禄と名乗った。
- (8) 「昌平橋屋敷近習小屋敷図面」（酒井家文庫）。
- (9) 享保10年（1725）幕府は、評席内座の席もありきたりの座敷を用いること、新規に評定所や裁許場を建設することを無用とする達を出している（小沢文子「寺社奉行考」『幕府制度史の研究』吉川弘文館、1983年。出典は『徳川禁令考』前集第2）。

図表1 屋敷拝領者の変遷

拝領者名	官名・受領名	生没年	藩主在職期間	領知(藩)・石高	幕府役職	屋敷交替	事由
永井尚政	信濃守	天正15.~寛文8.9.11	寛永3.1~寛永10.3.25 寛永10.3.25~明暦4.2.28	古河・89,100石余 山城淀・100,000石	小姓組番頭・元和1、老中・元和8、書院番頭・小姓組頭・小十人頭兼・元和8~寛永10.3.25 老中・元和8年~寛永10.3.25	7730坪	
永井尚征	右近大夫	慶長19~延宝1.11.11	明暦4.2.28~寛文9.2.25 寛文9.2.25~延宝1.11.11	山城淀・73,600石 丹後宮津・73,600石			
永井尚長	信濃守	承応3~延宝8.6.26	延宝2.1.10~延宝8.6.26	石	奏者番・延宝7.11.1~延宝8.6.26		
(永井直圓)				(大和新庄(櫛羅) 10,000石)			
松平信輝	伊豆守	万治3~享保10.6.18	寛文12.2.9~元禄7.1.7 元禄7.1.7~宝永6.6.18	川越・70,000石		7730坪	
松平信祝	甲斐守・伊豆守	天和3.11.6~延享1.4.18	宝永6.6.18~正徳2.7.12 正徳2.7.12~享保14.2.15 享保14.2.15~延享1.4.18	古河・70,000石 三河吉田・70,000石 遠江浜松・70,000石	奏者番・正徳4.9.6~享保14.2.2、大坂城代・同左~享保15.7.11、老中・享保15.7.11~延享1.4.18		
戸田忠余	日向守・越前守	元禄2.1.20~延享3.8.16	享保14.12.12~延享3.8.16	宇都宮・77,800石	奏者番・享保15.3.15~延享3.8.16		
戸田忠盈	日向守・能登守・伊賀守	延享5.6.2~天明1.7.28	延享3.10.16~寛延2.7.23 寛延2.7.23~宝曆4.7.25	肥前島原・65,900石、預り地24,300石		7730坪	
戸田忠寛	因幡守・侍従	元文4.9.15(元文3と七)~寛政13.1.晦	宝曆4.7.25~安永3.6.8 安永3.6.8~寛政10.6.21		奏者番・明和7.12.12~寺社奉行③・安永5.6.5~、大坂城代・天明2.9.10~、京都所司代・天明4.5.11~天明7.12.16		
戸田忠翰	能登守・越前守	宝曆11.8.29~文政6.9.28	寛政10.6.21~文化8.4.21				
戸田忠延	日向守	寛政2.6.12~文政6.2.26	文化8.4.21~文政6.2.26	下野宇都宮・77,800石			
戸田忠温	越前守・因幡守・日向守・山城守・侍従	享和4.1.16~嘉永4.7.26	文政6.2.26~嘉永4.7.26		奏者番・天保4.2.28~寺社奉行③・天保11.2.15~天保14.11.3、老中・天保14.11.3~嘉永4.7.26		
久世広周	大和守	文政2.4~元治元年6.	天保元.10~文久2.8.16	関宿: 58,000石 万延1.12月1万石 加増、文久.8.161 万石没収	奏者番・天保8~寺社奉行④・天保14.10.8~嘉永元.10(西丸)老中・嘉永元.10~、老中: 嘉永4.12.21~安政5.10.27、老中: 万延元閏3.1~文久2.6.2	7730坪	
酒井忠義	韌負佐・修理大夫・若狭守・侍従・修理大夫・若狭守・左近衛權少将	文化10(1813).7.9~明治6(1873).12.5	天保5(1834).2.5~文久2(1862).閏8.14	若狭小浜: 103,500石	寺社奉行①: 天保13.5.29~14.11.3、京都所司代・天保14.11.3~嘉永3.7.28、京都所司代(再任): 安政5.6.24~文久2.6.30	天保14年11月8日 7730坪	
阿部正教	伊勢守	天保10.12.17~文久1.5.27	安政4.8.13~文久1.5.27	備後福山・110,000石	一		

『寛政重修諸家譜』・『内閣文庫蔵諸侯年表』・『柳營補任』・『藩史大辞典』・『江戸藩邸沿革』(『東京市史稿』市街編第49巻所収、但し大正期編集未完)をもとに作成。屋敷交替欄のうち\*印の小浜藩酒井家については、『酒井家編年史料総覧』による。

役職欄のうち、下線斜字体部分は当屋敷拝領期間のもの。

図表2 小浜藩酒井家江戸屋敷の所在と変遷

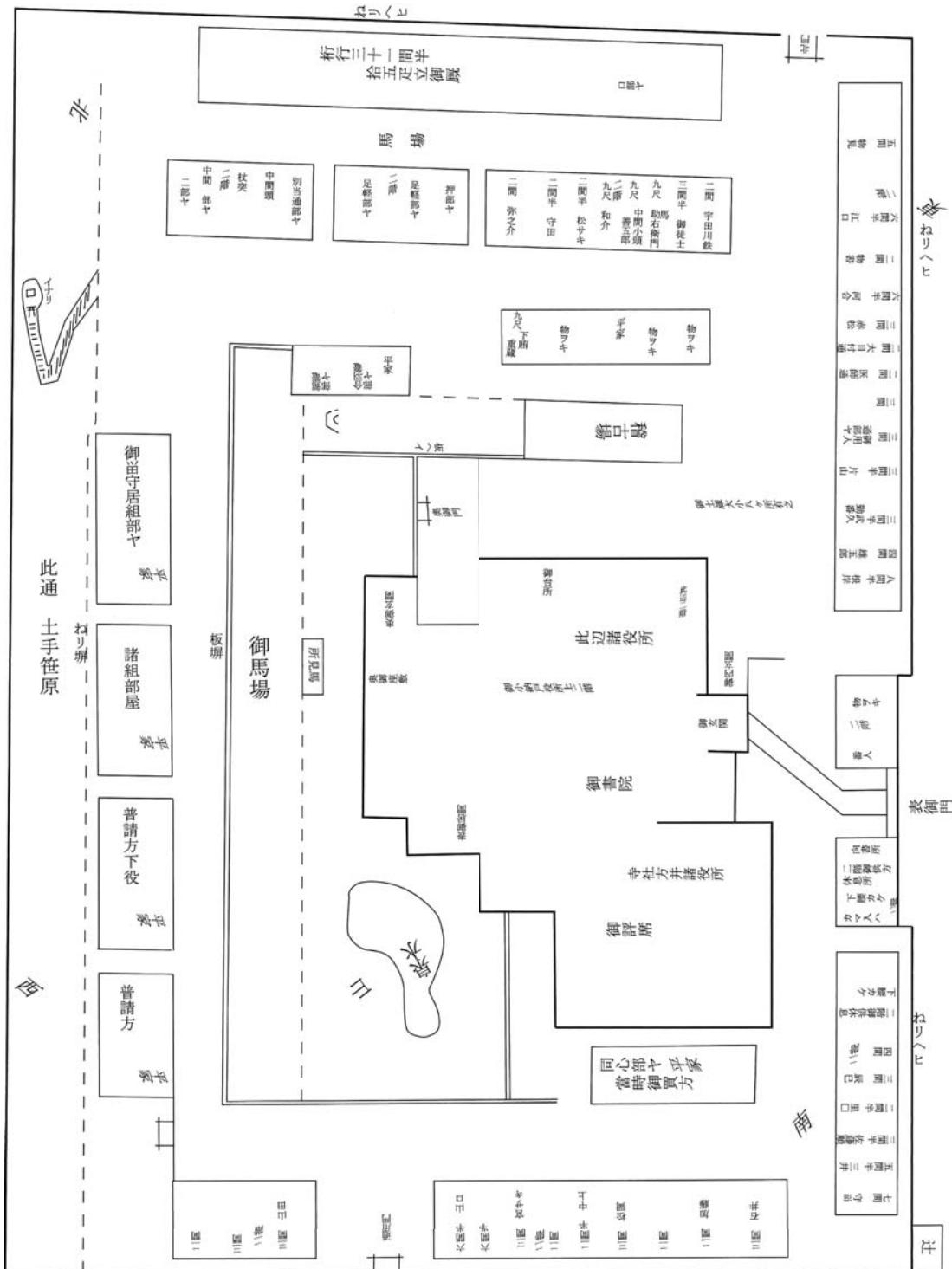
屋敷	所 在
上屋敷	①猿楽町・代官町→②二の丸内→③辰ノ口(蒲生邸)→④和田倉門→⑤辰ノ口(土屋邸)→⑥桜田→⑦小日向→⑧鉄砲洲→⑨神田橋内→⑩浜町→⑪大名小路→⑫日比谷→⑬外神田八名川町→⑭大名小路→⑮昌平橋内→⑯牛込山伏町
中屋敷	①浜町→②本所二つ目→③浜町→④牛込揚場裏
下屋敷	①牛込(寛永5年(1628)拝領~明治まで継続)。②小日向→③小石川御殿跡

齋藤悦正「第3章 文献調査」「新宿区 矢来町遺跡」(テイケイトレード株式会社)より(『酒井家家禄高邸宅沿革』(小浜市立図書館蔵酒井家文庫)より作成)。

図表3 幕末期の酒井家江戸屋敷

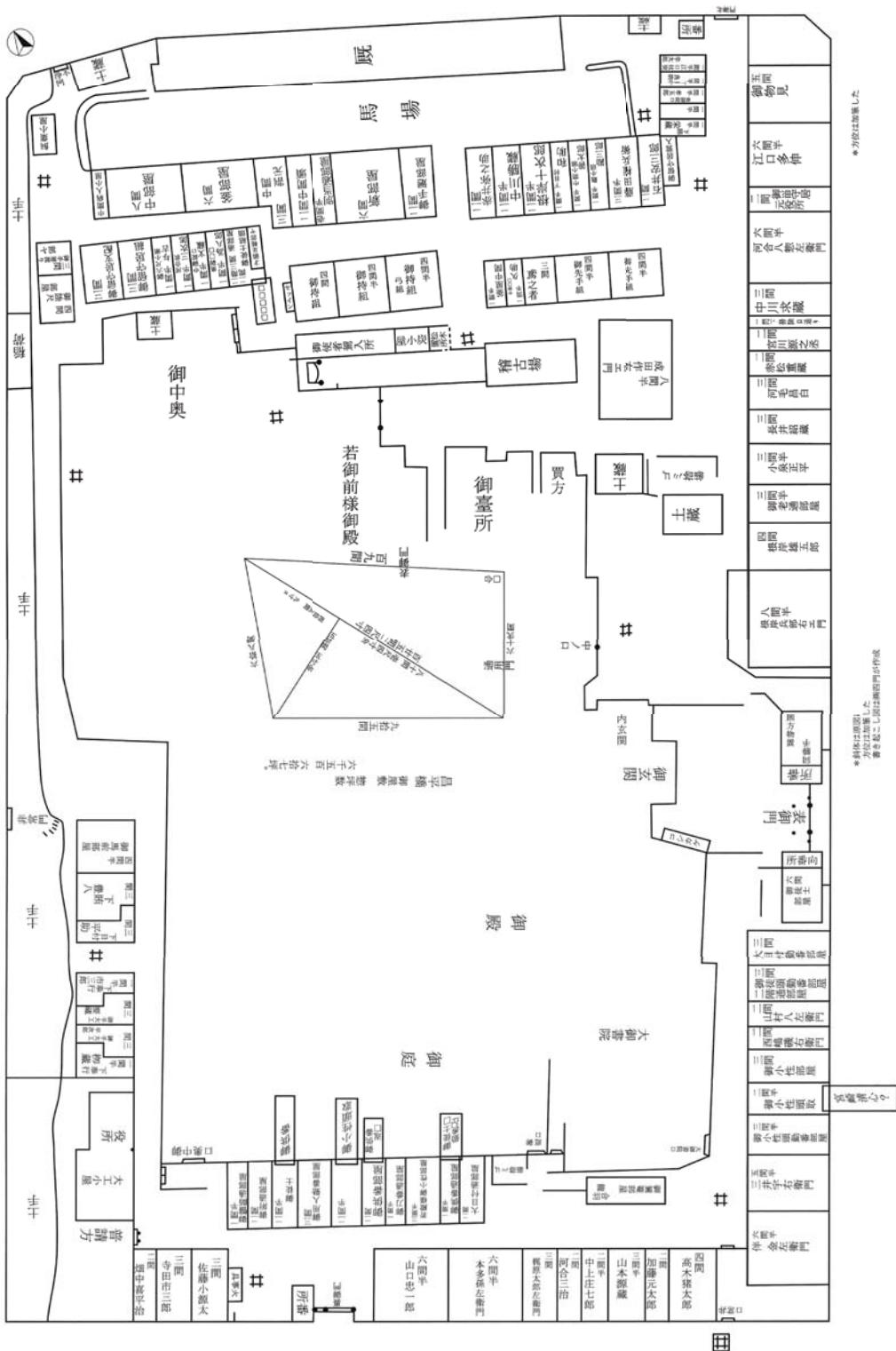
屋敷	所在	面積
上屋敷	昌平橋内	7730坪余
中屋敷	浜町大川端	3500坪
下屋敷	牛込末寺町	39084坪余

『諸向地面取調書(一)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊、汲古書院)により作成。

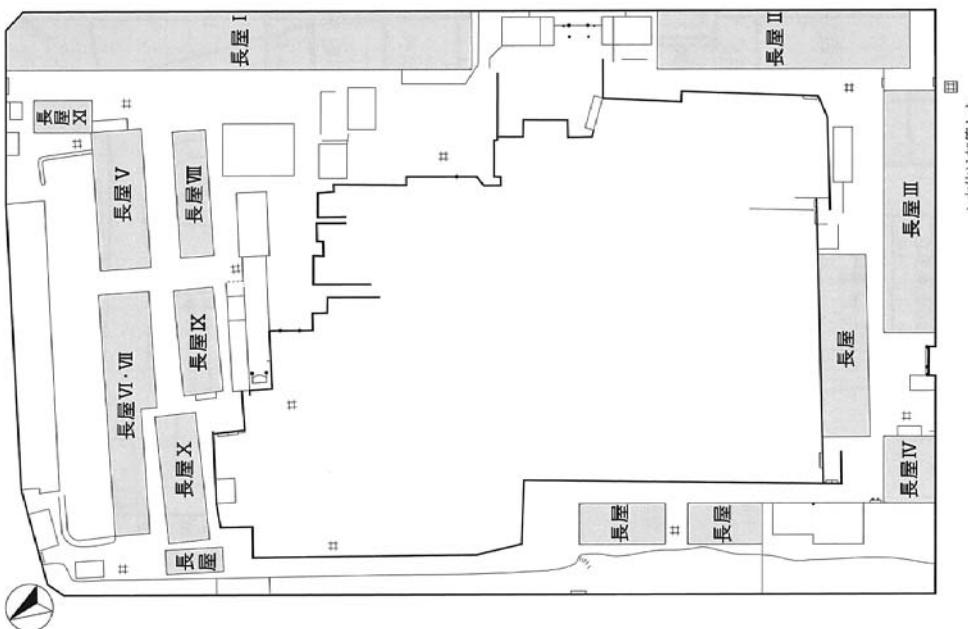
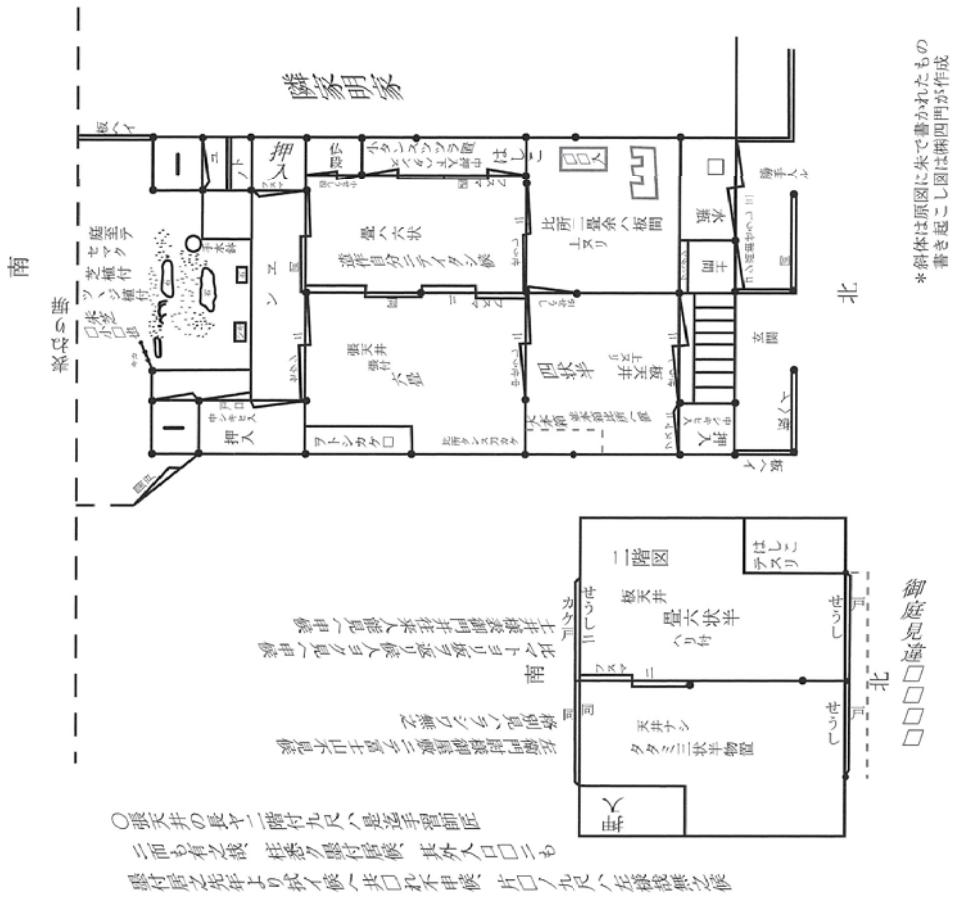


\*斜体は原図に朱で書かれたもの  
書き起こし図は㈱四門が作成

図表4 年未詳「昌平橋御上屋敷図」（酒井家文庫）トレース図



図表5 嘉永7年「御上屋鋪御長屋図」（酒井家文庫）トレース図



## 最近の近世考古学関連文献

### 【単行本】

石造文化財調査研究所編 2011.6 『石造文化財への招待』 考古調査ハンドブック5 ニューサイエンス社  
峰岸純夫・齋藤慎一編 『関東の名城を歩く 北関東編』 吉川弘文館

### 【発掘調査報告書】

#### ○新宿区

大成エンジニアリング株式会社 2011.7 『東京都新宿区 四谷四丁目遺跡III ー(仮称)韓国文化院新庁舎建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』

※四谷大通りに面した四谷塩町三丁目町屋跡の調査で、景観復元および四谷地域におけるゴミ処理問題を検討。

ティケイトレード株式会社 埋蔵文化財事業部 2011.6 『東京都新宿区 新小川町遺跡 ー(仮称)講談社ロジコム飯田橋ビル新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書ー』

※17世紀初頭、中葉～後葉、後葉以降の造成土を確認。17世紀初頭から切り崩しなどの土地造成が行われていたことが明らかにされた。

#### ○豊島区

としま遺跡調査会 2011.5 『巣鴨VI ー東京都豊島区・巣鴨遺跡(竹前商事店舗ビル地区)の発掘調査ー』

※旧中山道において享保10年に改易となった松本藩水野家下屋敷に関わる境堀を検出。武家地に関わる遺構・遺物や近代の大かわらけ埋納遺構などを検出。

としま遺跡調査会 2011.6 『巣鴨VII ー東京都豊島区・巣鴨遺跡(プランズ巣鴨地区)の発掘調査ー』

※信濃松本藩水野家下屋敷と津藩藤堂家抱地の境界と考えられる堀を埋没谷中から検出。

東京都埋蔵文化財センター 2011.7 『巣鴨遺跡 ー巣鴨自動車営業所庁舎建て替え工事に伴う調査ー』  
東京都埋蔵文化財センター調査報告 第260集

※藤堂家染井屋敷と京極家下屋敷・一橋家下屋敷などに係わる遺構・遺物、屋敷境の堀跡を検出。

#### ○台東区

ティケイトレード株式会社 埋蔵文化財事業部 2011.2 『東京都台東区 上野花園町遺跡・上野忍岡遺跡群ー御花畠地点ー 池之端3丁目地区マンション建設に伴う緊急発掘調査報告書』

※上野花園町地点では、谷田川の流路に近接して護岸、建物基礎を検出。御花畠地点では、植栽痕群や溝状遺構が検出され、寛永寺附属地の土地利用の一端を確認。

#### ○宮城県

東北大学埋蔵文化財調査室 2011.6 『仙台城二の丸北方武家屋敷地区第11地点・第12地点 ー仙台市高速鉄道東西線機能補償関係調査報告書ー』

※第11地点では、江戸時代から明治初頭に至る各種遺構・遺物を確認。遺構は3時期に大別され、

江戸時代初頭から武家屋敷の整備が行われていたことが確認された。

#### ○茨城県

水戸市教育委員会 2010.3『笠原水道－第6次・10次・11次発掘調査報告書－』水戸市埋蔵文化財調査報告 第36集

※笠原水道の岩樋を検出。

#### ○埼玉県

加須市教育委員会 2011.3『騎西城武家屋敷跡－第17・28・36・39・41・43次発掘調査－』加須市文化財調査報告書 第1集』

※武家屋敷の調査。16世紀代の遺構・遺物も多数確認された。

加須市教育委員会 2011.3『騎西城武家屋敷跡－KB大英寺・1・2区調査－』加須市文化財調査報告書 第2集』

※絵図に記載される堀を確認。

#### ○石川県

石川県金沢城調査研究所 2011.3『金沢城跡－河北門－』金沢城史料叢書13 金沢城公園整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書4

※金沢城三御門の一つ、大手筋に位置する三ノ丸正門「河北門」の復元整備のために行われた発掘調査報告。河北門枡形の創建以前を含めて、門周辺の土地利用の変遷が明らかにされた。

石川県金沢城調査研究所 2011.3『金沢城跡－二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓I－』金沢城史料叢書14 金沢城公園整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書5

※金沢城跡二ノ丸縁辺の防衛施設群「二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓」の調査。

#### ○京都府

(財) 京都市埋蔵文化財研究所 2010.9『長岡京跡・淀城跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2010-7

---

#### 【お詫び】

会報126号掲載の成瀬晃司氏報告の中で、地下式麹室の室部奥行き変遷を示した「表1 地下式麹室部奥行き一覧表」が編集のミスで未掲載になっていました。本表は、研究会ホームページ「江戸池危険球会 e 会報」オンライン版(PDF形式)内「会報126」に追記掲載をいたしましたので、そちらを参照願います。

URL <http://www.ao.jpn.org/edo/cyber/index.htm>